

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.126

頒価 300 円

2012年11月25日発行
フォーラム90実行委員会
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL: 03-3585-2331

FAX: 03-3585-2330

振替口座: 郵便振替 00180-1-80456

加入者名: フォーラム90

主要目次

死刑事件へのスーパー・デュープロセスの確立を 安田好弘 2頁
再審準備中の執行 阿部潔 4頁
支援者から／執行された二人から 6頁

被害者のいのちに想いを馳せる一歩手前で 堀和幸 9頁

書くことで生き直し、表現も成長し続ける 大道寺幸子基金選考
委員 13頁

死刑廃止全国合宿 札幌キャンプ報告 22頁

滝実法相の再度の死刑執行に抗議する

9月27日、滝実法相は2人の死刑を執行、高齢を理由に退任を表明した直後の執行だった。内閣改造で10月1日に就任した田中慶秋新法相は更迭され、再び滝実前法相が24日に法相に就任。8月9日と連続して死刑を執行した法相の再就任はなにを意味するのか。滝実法相による三度の死刑執行を許してはならない。(F)



死刑廃止を訴えながら新宿を歩く

10月6日集会の後、新宿をデモ行進しました。

集会に参加された方とデモのみにいらした方、合わせて約100名の参加者でした。集会で発言された香山リカさん、神田香織さんも一緒にデモ隊の先頭で横断幕を持ち、他の参加者はプラカードやペンライト、手作りのメッセージクロスを掲げました。コースは四谷区民ホールを出発し、まっすぐ新宿通りを駅の方へ、アルタ前を通り、ガード下、西口駅前、そして甲州街道へ。新宿のメインストリートを約1時間、死刑廃止を訴えながら歩きました。

沿道の人たちは死刑廃止と聞いてどのように思われたでしょう

か。「うるさい」と言っている人、アピール内容を聞いて話題にしている人、写真を撮ってツイートしてくれた人など、それぞれの反応があったようです。驚いたようにデモ隊のほうを見ている人の姿もありました。

死刑廃止を訴える人は、この国では少数派です。死刑があるのは当たり前とされている社会です。新宿の人たちの反応を見て、死刑は人殺しであり、国家は行ってはならないのだということを街頭に出て人々に伝えていくことは、非常に大切なことだということを感じました。(遠藤賀子)

死刑を止めた国・韓国

12月8日(土曜) 開演:17時45分

会場 文京区民センター2A 会議室

参加費: 3000円

これまで長期にわたって日韓の死刑廃止運動の架け橋となってきた朴秉植東国大学教授が、この11月に『死刑を止めた国・韓国』という本を出版されます。

韓国では1997年12月に23人が一挙に死刑を執行されてからすでに15年近く死刑の執行はありません。

韓国は、どのような道程をとって事実上の死刑廃止国になったのか。死刑囚への処遇は、犯罪加害者の更生は、そして被害者遺族への支援はどう進められているか。この本には私たちが参照し学ぶべきことが分かりやすく書かれています。

出版を記念して、朴さん、および韓国の犯罪被害者遺族でありながら死刑廃止を訴えている高貞元さんをお招き

し、出版記念講演会とささやかなパーティーを行いたいと思います。

▼呼びかけ人

雨森慶為、石塚伸一、岩井信、小川原優之、海渡雄一、加毛修、菊田幸一、坂上香、杉浦正健、田鎖麻衣子、辻本衣佐、安田好弘、死刑廃止を推進する議員連盟、アムネスティ・インターナショナル日本

▼主催・連絡先・死刑廃止国際条約の批准を求めるFORUM90 & インパクト出版会

▼参加のかたは準備の都合上、03-3818-8676(インパクト出版会)へ12.8集会参加と明記の上ファクスでお申し込みください。

飲食物、カンパ等、持ち込み大歓迎です。

死刑事件へのスーパー・デュープロセスの確立を

(フォーラム 90、弁護士) 安田好弘

2 人の執行

9月27日に2人の人に死刑が執行されました。一人は江藤幸子さん(仙台拘置支所)、もう一人のかたは松田幸則さん(福岡拘置所)です。

江藤さんの事件では、結果としては6人の方が亡くなりました。最初の2人は検察は殺意を認定できず傷害致死で起訴し、あとの4人は殺人で起訴しています。いわゆる悪魔払いということで、信者の体を太鼓のバチで叩いて、それで被害者が亡くなったということで、殺意をもってやったと検察が起訴し、裁判所も殺意を認め、主犯とされる江藤さんに死刑を宣告したということです。再審弁護人も選任し、再審を準備しておられたのですが、そのことを十分に知りながら、法務大臣は死刑を執行したわけです。

松田さんは、上告を自ら取り下げて確定した人です。上告取下げの直前に救援連絡センターに反省の気持ちと残された年老いたお母さんにたいする思いについて手紙を書いてこられています。最近、共同通信が死刑確定者のアンケート調査をやっていますが、このアンケート調査に執行の直前、回答しています。そこには、私はせめてもの償いとしてドナーとして自分の臓器を捧げたい、それを切に望んでいます、と書いていらっしゃるんです。

拘置所は、法律になんの規定もないんですけど、死刑確定者がそういうことをするのは許可しないわけです。死刑執行は絶命してから10分以上そのまま吊るす。そうすると脳死を超えて心臓死、しかも心臓死のあとも吊るす。臓器というのは脳死状態でない臓器移植はなかなか難しいと言われてはいるんですが、死刑囚の遺体から摘出した臓器は移植の対

象にならないということも含めて、そういう死刑囚の人たちの思いを拒否しているんですね。

私の接触した死刑囚の人も、あの東日本大震災の時に自ら志願して福島原発に行って命をそこで尽くしたいということを実際に拘置所の所長に申し出たんですけど、それは言下に拒否されています。

一方では人道の見地ということで臓器移植や犠牲的な行為は認めない、一方ではその人を殺すという非人道的なことを行う、そういう矛盾が死刑には存在するわけです。

今回も問題のある処刑

今回の執行は実は民主党政権になって4回目、合計9人になります。この執行の中身を見てみると、本当に異例づくめです。滝法務大臣は就任して1カ月と24日しか経過していないのに執行をしています。今までは、記録を検討する時間が必要であるとして、少なくとも就任3カ月以上後に、少なくとも2カ月経過してから執行をしていましたが、これをさらに縮めてしまいました。しかも、辞めることを表明する直前に、死刑を執行している。さらに1カ月に1回ずつ、2カ月連続して執行するという過去になかったことをやっています。かつて、連続的に執行した長勢甚遠法務大臣、あるいは鳩山邦夫法務大臣も少なくとも2カ月以上の期間を置いているわけです。おそらく今年中に4回執行するためには8月と9月両方で執行しておかないと、残りのあと1回が執行できないということだっただろうと思います。

滝法務大臣は法律で決まってるから、あるいは裁判所が死刑判決を出したからこれを無視出来ないんだというふうに言っています。しかし、法務大臣は死刑執行するだけがその権限ではありません。恩赦を発動する権限を持っているわけです。同時に死刑を執行しないでおくという権限も持っているわけです。死刑廃止の法律案を作って国会に上程する権限も有しているわけですから、彼の弁明は全く理由になってないと思うんです。

松田さんは上告を取り下げた、つまり三審という3つの裁判所において判決が正しいかどうかのチェックを受けるという裁判を受ける権利そのものを完全に無視されて執行されたわけです。ですから法務大臣は、問題のない人をやったんだと言ってますけれど、実は問題のある人を執行したと言っていると思います。

9月27日に死刑を執行された方

江藤幸子さん (65歳) 仙台拘置支所

須賀川祈祷師事件 (94.12 ~ 95.6)

福島地裁 (原啓) 死刑 02年11月22日

仙台高裁 (田中亮一) 控訴棄却 05年2月29日

最高裁 (藤田宙靖) 上告棄却 08年9月16日

松田幸則さん (39歳) 福岡拘置所

熊本県松橋町男女殺人事件 (03.10.16)

熊本地裁 (松下潔) 死刑 06年9月21日

福岡高裁 (仲家暢彦) 控訴棄却 07年10月3日

上告取下げ、確定 09年4月3日

死刑確定者数 133人 (11月10日現在)

8月に執行したときには、そのうちの一人については、誕生日をわざわざ狙って執行するというをやりました。誕生日というのは嬉しい日です。そういう日にわざわざ執行するというを彼はやってのけたわけです。ですから当然その1カ月後にさらに執行するというのも、彼の非人道的な体質のなせる業だろうと思うんです。そして、そういう残酷なことを法務省が、検察官である法務官僚が、法務大臣にやらせているということをしっかり見て取らないといけないと思うんです。それは今回の法務大臣の返り咲きということに見て取れるだろうと思うんです。

この前までは滝法務大臣が執行したことに對して、辞める予定の人間が執行するというはとんでもないことだ、私たちが抗議しようにも抗議する相手がいない、すでに辞めてしまっている、政治責任を果たせないということで、私は彼のやり方については大変問題があると言ったわけですが、いちど罷免された人間がもう一度戻ってくる、この倫理も道理もないこの酷さ。おそらくこれは死刑執行をやる法務省の検察官の意向によるもので、とにかく死刑執行について言うことを聞く人間を法務大臣に据える、それだけを考えているのだと思います。

今日私たちはこういう形で集まったわけですから、執行に抗議することにもまして滝法務大臣に対して、執行するなという声を強く突きつけていく必要があると思います。この第2議員会館でこの抗議集会を開いたのは、この上に事務所を持っている滝法務大臣に声が届くようにという思いがあるわけで、わずかな力かもしれませんが、声を上げて、念力を通してですね、彼に執行させないように、金縛りにでも遭わせるような力を持って、集会をやりたいと思います。

死刑廃止議連に望むこと

私は、前回、国会議員の皆さんに、死刑執行停止とか死刑廃止というような、法案を提出することでさえ困難なハードルの高いものを目指すより、わずかであっても、実現可能な、ハードルの低いものを目指してほしいとお願いしました。

その一つが、死刑に関するスーパー・デュープロセスの実現です。憲法31条はデュープロセスという規定を定めています。とりわけ、死刑は取り返しのつかないものですから、一般的事件よりも、より厳しいデュープロセス、つまりスーパー・デュープロセスを用意すべきだと思います。具体的には死刑求刑が予想される事件については必要的弁護事件として捜査段階から弁護人をつけなければならない、つまり、弁護人なくして身柄の拘束も取り調べも行ってはならないということ。裁判においては、検察官にすべての証拠の開示を義務づける、すべての事件について精神鑑定を義務づける、それからさらに



執行抗議集会には大牟田から免田栄さん(写真)、京都から死刑を止めよう宗教者ネットの雨森慶為さんも駆けつけた。また死刑廃止議連からは亀井静香会長、福島みづほ副会長、橋本勉衆議院議員等が参加し、死刑廃止へ向けた熱い想いを語っていた。小川原優之弁護士、監獄人権センター、アムネスティ・インターナショナル日本等が発言した。一部は死刑廃止チャンネルで動画を見ることができる。

全員一致制を設ける。さらに今回のような取下げは認めず、必要的上訴を、つまり、必ず三審まで審理することを義務づける、さらに重要なことは検察官が一審有期懲役、一審無罪、一審無期懲役という一審の判決について死刑を求めて控訴、上告することは許さないということ。死刑が確定したあとにも、必ず弁護人をつけること、そして死刑執行する時には最低2週間前には本人および弁護人に告知すること。これは、本人の利益の保護のためです。こういうスーパー・デュープロセスの手続きは、死刑の存置廃止の意見を超えて、賛成が得られるだろうと思います。

もちろん、一度に全部というのではなく、合意が得られるものから、一つずつ提案していく。例えば、必要的上訴や全員一致制であれば、それほど困難なく賛同を得て法案を上程できるのではないのでしょうか。そして、上程するだけでも、議論が巻き起こり、また広がる。そして合意が形成されていく。そういうことからしか物事は動かないだろうと思うんです。ぜひそれを議員連盟の人たちに考えていただいて、一つ一つ積み上げていく努力をしていけば、死刑は遠のいていくし誤判もなくなっていくでしょうし、死刑判決も少なくなっていく。そういうなかに死刑廃止への道が開けていくだろうし、見えて来るだろうと思います。

特に最近再審があちこちで実現していています。もはや、検察あるいは裁判所は全然誤りがないという話はもう通用しなくなってるわけです。そういう状況の中であって、いまこそスーパー・デュープロセスということの実現に向けてがんばっていただく、それがやがて死刑廃止への道を作っていくと私は思ってるわけです。ぜひそこらあたりを理解していただきたいと思います。

(10月30日、衆議院第2議員会館で行われた抗議集会での講演)

再審準備中の執行

(江藤幸子さん控訴審、再審弁護人) 阿部潔

1、はじめに

私は、これまでフォーラム 90 の死刑執行抗議集會に何度か参加させていただいております。弁護士をしておりますと、もしかすると、いつかは報告をする側から話をすることもあるのだろうな、嫌だなあと思っていたのですが、今般その立場に立つことになりました。非常に、言葉にできない思いであります。

できるだけきちんと報告したいと思いますが、私自身なかなか、現在も平靜とはいいい難いところがありますので、話が前後すること等々についてはお許しください。

2、事件の概要

江藤幸子さんの事件は、「須賀川祈禱師事件」と

言われる事件で、1994 年末から 95 年にかけて、およそ 7 カ月の間に起きました。

江藤さんは事件の前、いろいろ悩みがあって、旦那さんと何件かの新興宗教を渡り歩いたあとに、結局は旦那さんが新興宗教の関係者の女性と 2 人でいなくなってしまい、そのことで相当衝撃を受けたことがあります。そのころから、いろいろと地元の方々の相談を受けておられ、頼りにされたということもあって、宗教的な集まりを立ち上げ、集まってきた人たちと一緒に生活するようになります。

事件で亡くなられた方は 6 人もいますが、実は 7 人目の被害者がおられます。7 人目の方は命を取り留められたのですが、その方も殺人既遂と殺人未遂で被告人となった方です。最近、尼崎の事件が報道されていますが、あの報道がほんとうだとすればで

滝実法相の死刑執行に抗議し死刑執行停止を要請する院内集会 集会決議

9 月 27 日、滝実法務大臣は松田幸則さん、江藤幸子さんの 2 名に対する死刑執行を行った。

8 月 3 日の死刑執行から間を置かない、自民党政権でもありえない 2 か月連続の執行だった。

松田さんは上告取下げによって死刑が確定しており、裁判を受ける権利が十分に保障されていたとは言い難い。また、江藤さんは確定裁判において責任能力が争われており、再審に向けた準備の途中での執行となった。

この死刑執行の直前の 9 月 25 日、滝大臣は記者会見の場で「私自身はもう年ですので、できるだけはずしてもらった方がいいのではないかと考えています」と述べ、近く行われる内閣改造で留任を求めない意思表示を行った。

その直後の死刑執行である。

近く退任する見込みの大臣による死刑執行は、大臣個人と法務検察の「実績」づくりのためのものでしかなく、一片の正当化もできないと私たちは断じざるをえない。

実際、週明け 10 月 1 日の内閣改造に伴い滝大臣は退任した。

その翌日 10 月 2 日の日本経済新聞 1 面コラム「春秋」は「死刑とは、辞めると公言している人がその間に決断

する類いの話なのか」と正しくも指摘している。

この問いかけに滝大臣はどのように応えるのか。

そして、後任の田中慶秋大臣の辞任を受け、先週 10 月 24 日、滝実衆議院議員が法務大臣に再び起用された。

滝「新」大臣は、その就任当日、「せっかく肩の荷がおりたのに、また両肩に重しがのったような感じだ」と記者団に語ったという。

滝「新」大臣にとって、その「重し」とは何か。

わずか 4 か月の在任期間中に 4 名の命を奪ったことに対する良心の呵責ではないのか。

先に引用したコラム「春秋」は、「滝さんは『死刑については民主党政権としてずっと検討していく』『最終的に国民がどう考えていくかだ』と先週語っている。よろしい。ならば法相を経験した政治家、国民として、これからも死刑に向き合っていく覚悟を見せてほしいものだ。経歴に『法相』の一行を加えたかっただけと思われるのは本意ではなからう」とも記している。

この問いかけに滝「新」大臣はどのように応えるのか。

滝「新」大臣は、24 日の就任会見で「自分の 24 日間の空白を埋める努力をする」とも述べたようである。

だが、私たちは声を大にして訴えた

い。問われるべきは「24 日間の空白」ではなく、自身が法務大臣として在任していた 6 月 4 日から 10 月 1 日までの 120 日間なのだ、と。

滝「新」大臣がまずもって取り組むべきは、死刑制度が私たちの社会にどれほど暗く深い闇をもたらしているのか、その重みを真摯に受け止め、自らが奪った 4 名の命のありかに思いを致すことである。

飯塚事件の「犯人」とされ 2008 年に誤った死刑執行をされた久間三千年さんの DNA が真犯人のものとは異なることが改めて明らかとなっている。滝大臣による 4 名の死刑執行には一点の瑕疵もなかったといえるのか。

私たちはいかなる死刑判決、死刑執行も認められないという立場から、9 月 27 日の死刑執行に強く抗議するとともに、滝「新」大臣によるみたびの死刑執行を絶対に許さない。

滝「新」大臣はじめ日本政府・法務省は、死刑制度に異を唱える国際社会をはじめ多くの人々の声に真摯に耳を傾け、死刑執行を即時に停止するべきである。

改めて滝実法務大臣による死刑執行に強く抗議する。

2012 年 10 月 30 日

滝実法相の死刑執行に抗議し死刑執行停止を要請する院内集会 参加者一同

すが、外出が自由で家に帰ったりできるのになぜ暴力を振るわれる所に戻ってくるのか、詰めきれないところがありました。この事件も、複数の家族が関わっており、被害者のうち3人の方は、夫婦と子どもです。犠牲者のうち1人の方は、共犯者の奥さんです。そういう複雑に入り組んだ関係があり、なんでこうなったんだというところについては、私ども弁護人が詰めきれなかった問題でもあります。

事件の内容は、いわゆる太鼓のバチで体を叩くという暴行の繰り返しです。結局、亡くなった方の死因は全員、全身挫滅症候群という、身体を叩かれ、そのショックで亡くられるというものでした。最初の2人は傷害致死で起訴され、その後亡くなった4人については殺人で起訴されて、最後の方については、同じ暴行を受けたのですが、殺人未遂で起訴されました。おそらく検察側の理屈からすると、最初の2人についてはいわゆる未必の故意というか死の予見というのがなかったが、3人目からは、同じことをやって2人亡くなったのだから、同様の暴行をしていたら亡くなるということが分かっていたはずだと、そういうことだろうと私どもは思っていました。

7人目の被害者の方が警察に保護されたところで、この事件が発覚したんですけれど、最初の6人の被害者の方々が全員布団に横たわった状態でおられました。当初、江藤さんは、まだ死んでないんだと、こういう言い方をされておりまして、そういったところでいろいろ精神的なもの、責任能力、宗教的確信、私どもはさらに故意も含めて問題にして争いました。

3、裁判の争点

一審は福島県の弁護士さんがおやりになって鑑定がされましたけれど、この鑑定は方法も内容も酷いものでして、一審の2人の先生はかなり一生懸命やられたと思いますけれど、結果としては鑑定に乗った判決がされていました。

仙台高裁での控訴審の段階では、私ともう1人の弁護士で担当しました。控訴審段階では精神鑑定が主たるポイントになりましたので、一審の鑑定がいかに酷いかということを重々主張して、その結果、控訴審でも改めて鑑定を実施することになりました。控訴審では2年強かけて鑑定をやっていただき、一審とは比較にならない、きっちりとした鑑定を頂きました。

鑑定の結論はこういう文章です。一審での鑑定は解離状態、責任能力はないが自己誘発的なので責任能力は否定できない、と認定していましたが、新鑑定では、「一審鑑定での『一時的ヒステリーの乖離状態』は正確には『一時的なヒステリーの乖離状態』と解される。これは現行の疾患分類の解離性障害の一つである憑依トランスである。憑依トランスが自

己誘発的に生じていたとは考えられない。憑依トランスにおいては、意識の狭窄、能動性の低下、及び強い情動により、是非善悪を弁識し、弁識にしたがって行動する能力が障害されていたと考えられる。しかし行動が平素の人格と完全に異質なものではないという理由により、これらの能力は著しく低下することはあったが失われることはなかったと推定される。」

法律家の方は、この文章を耳にされればピンと来られると思うのですが、心神耗弱だという結論の鑑定です。鑑定人の先生は、その旨法廷でも証言されました。

一審の鑑定は解離状態、人格が変わった状態に陥るということはあるけれども、それは自己誘発、自分で望んでそういうふうになったんだということで、解離状態では弁別はなかったけれども、自分でそういう状態に追い込んだんだから、責任を負えという結論でした。これに対して、控訴審での鑑定は責任能力はあると、しかし心神耗弱状態だということでした。心神耗弱状態というのは、日本の法律では必要的に減刑しなければならないということになっております。すなわち、死刑相当でも、必ず無期懲役にしなければならないということなのです。私どもはこの鑑定書を前面に押し出しまして、その他宗教的確信であるとか、もちろん故意についても争ったのですが、審理の末に控訴棄却という結論になりました。

鑑定を採用した裁判長は非常に見識のある方だったのですが、審理の途中で退職され、あとに代わった田中亮一裁判長は、完全責任能力ありということで、原判決の死刑を維持したわけです。

死刑判決が言い渡される場合、主文の朗読が一番最後になるわけですが、私どもは「まず理由から」と言われた時から非常に緊張して聞いているわけです。最後に主文が言い渡された時の江藤さんの状態は、いまだに記憶に残っておりまして、いふなれば卒倒というのか気絶というのかそういう状態でした。やはり鑑定がいい鑑定だったものですから、鑑定にかなり希望を託しておられて、なんで死刑なんだということをくり返し訴えておられたのを覚えております。即日上告してこれからもがんばろうということを申し上げたのですが、もの凄い衝撃を受けておられました。

一方で、「憑依トランス」という状態で事件が起きたものですから、江藤さん自体、事件の記憶というのがあまりなかったのです。特に、暴行の場面になると記憶がほとんどなかった。それゆえに、最高裁の判決が典型なんですけど、他人事のように言って反省がないという悪い情状にとられてしまうという、非常に心外なことになっておりました。

私ども弁護人も、どういうふうな事件の当時のこ

とをどう話してもらうか非常に苦勞したんですけれど、実際そのような精神状態だったのですから、実際記憶がなかったというふうに言うことはある意味当然なのですが、それを、反省が足りない、身勝手である等々と判示されました。非常に許し難いことだというふうに思っております。

4、どんな思いで刑場に向かわれたのか

私も福島県出身で、この事件が判明した時には、地元紙では非常に大きく報道された記憶があります。そして、非常に憎々しげな、思えば今回の尼崎事件もそうなんでしょうが、そのような写真が使われて報道されるわけです。しかし現実にお会いした江藤さんはおおよそそれと似つかない方です。体重は30キロくらいだとおっしゃっていたのですが、たぶんもの凄いな精神的な重圧と闘っておられて、大変に痩せられたのだと思います。

上告審は東京の弁護士さんが担当なさり、上告棄却で2008年に確定しました。確定したあとに一度面会に行きました。もちろん、私も、当然再審というのはやらざるを得ないと思っておりましたので、誰が担当するかという問題はあるのですが、再審の意向を確認しに行くということで面会したわけです。それで再審をお願いされました。もう一人、以前支援者としてやっておられた方、今弁護士になられたんですが、その方と一緒にやることになりました。

前述のように、心神耗弱だという争い方をしていました。心神耗弱は再審事由にはならないという最高裁の相当古い判例があります。さて、ではどういうふうに再審を組み立てようかとずっと悩んでおりました。それで申し立てできず時間が経ってしまったということがあります。

私も今年になって、さすがにまずいと思ひまして、もう中身は何でもいいから再審を出そうということで、記録を引っ張り出して読んでいました。理由はなんでもいから、年内に出そう、と思っていたところだったのですけれど、9月に執行の知らせを受けたときには、まさか、まさかというところでした。反省ですむ話ではないのですけれど、私自身の不覚です。8月に執行があって、すぐはないだろうと思っていたというのが正直なところで、申し訳ない思いしております。

今日の支援者の方との手紙のやりとりは、今日初めて知りまして、支援者の方との連携が出来ていなかったと、痛恨でございます。

確定直後、闘うんだということをおっしゃっていたものですから、それに比べられなくてほんとうに申し訳ないのと同時に、今回の手紙でも、再審に期待されておられたという心情がほんとうに伝わってきます。どういった思いで刑場に向かわれたのだらうと思うと、なにも申し上げられないというところ

でございます。

●江藤幸子さんの支援者から○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最後の面会

土屋茂子

この日の江藤さんはしっかりとした足取りで面会室に入ってきて、「土屋さん、大丈夫ですか？」と先に私に声をかけて下さいました。震災のあと、初めての面会だったので、私の顔をのぞき込むようにして気づかいながら、やさしく話しかけて下さいました。

私のふるさとの石巻のこと、江藤さんのふるさとの福島のこと、そして、お互いの家族のことなど、会話は途切れることなく、45分ほどの面会があったという間に過ぎてしまっていました。

会話を交しながら、江藤さんの声や表情に前向きな力強さを感じ、これまでの江藤さんとは違うなと感じていました。

以前の江藤さんは裁判の話はしたがらず、あきらめのようなものを感じていましたが、この日は「娘たちのためにも頑張らなきゃ…」と言っていたのです。

面会が終わり、面会室を出て行くときに、何度も手を振っていた江藤さんは笑顔でした。

この日の面会が最後になるとは私は思いもしませんでした。江藤さんもそうだったと思います。

江藤さんとの交流の中で印象に残っていることは沢山ありますが、なかでもラーメンの話は何度も聞かされました。子供たちがラーメンが大好きだったので、インスタントは体に悪いと思い、生麺を使って、スープとチャーシューも手作りで子供たちによくラーメンを作って食べさせていたそうです。子供たちは「お母さんのラーメンが一番美味しい」と喜んで食べていたそうです。それから服役中の長女からは、毎年、母の日には必ずカーネーションの絵を描いて「お母さん、ありがとう」と言葉を添えた手紙が送られてくると嬉しそうに話してくれました。

江藤さんが日課にしていたことは、娘たちとの絆が希薄にならないようにと、長女から江藤さんに送られてきた手紙をそのまま全部書き写して次女と三女に送り、次女から来た手紙も書き写して、長女へと送っていたことだそうです。

江藤さんは「母親として自分に出来ることは、これしかない」と言っていました。そんな彼女の言葉を聞きながら、こんなに子供たちを大切にしていた江藤さんがはたして死刑事件に長女を巻き込むだらうか？ という疑問がわいてきました。

江藤さんが差入すると喜んでくれた女性週刊誌を2冊買って、面会を予定していた矢先、突如、不意打ちのように、処刑の報を耳にしました。

自分が何をすべきだったかを思い知らされた気がして心が重く沈み、つらく寂しい気持ちで一杯です。

拘置所の近くにある「保春院」^(注)というお寺の「合葬の墓」に、江藤さんの遺骨が納骨されたようです。住職の話では執行の7日後に納骨されたとのことでした。花と線香が供えられていました。

(注) 臨済宗妙心寺派少林山保春院

●江藤幸子さんからの最後の手紙○○○○○○○○○○○○○○○○

江藤幸子さんの手紙

(平成 24 年 1 月 30 日付、支援者宛。江藤さんから受け取った最後の手紙。江藤さん本人以外の人名は伏せた。)

前略

前日は寒い中面会に来てくださりましてありがとうございます。

切手 10 枚、便せん 1、週刊誌 3 冊差し入れありがとうございました。

3 月 11 日の大震災の時は T さん [支援者] の石巻の実家やお墓が流されてしまい、帰る実家を津波によって無くなって、T さんのお話から辛く切なく淋しい悲しい思いが伝わってきました。

お母さんたちは仮設住宅で暮らしているとのこと、今も落ち着かない日々を送っている事と思います。また流されてしまったお墓にマンションか公園が造られる話があるという事、T さんはせめてお花畑にしてもらいたいという気持ちでおられる事、私もお花畑になるといいと思います。

新たに骨折したりしているのですね。パニックの病気もまた続いているとの事、大変辛いですね。今回の面会はいつもの T さんの笑顔が無く、とても淋しい顔を見て、とても辛い想いで過ごしている事を知りました。本当に千年に一度の地震と言われる出来事で身内の方、知人を亡くされ悲しみに耐えていられる T さんがかわいそうで仕方がありません。「地震が起きた時逃げなど言われても車いすでは逃げられないからネコと一緒に寒かったので毛布にくるまって家が揺れている中にいた」と聞いて、どんなにか怖かったですよね。揺れにおびえながらその間電話もメールもつながらなくなってしまい、ご主人や息子さんが帰るまで、どんなにか心細かったことでしょうね。

震災の悲しみや辛い中でも、そして骨折しているながらもチャリティなどに参加し活動しているとの事、T さんの精神力の強さを感じました。

私の住んでいた福島県は地震・津波・原発と 3 つの災害を受けました。私の家は須賀川市です。須賀川も震度 6 強と強い地震でした。義姉はその強さに恐ろしく身の縮む思いで、地震があった日から時間が止まってしまったかのように何もする気になれなかったそうです。主人の実家も須賀川市です。年老いた義母 94 歳は義兄夫婦と同居しています。

長男 R はいわき市、2 女 Y は郡山市、3 女 N は田村市に住んでいます。風評被害もあって米や野菜、果物・牛乳などが売れなくなって多大な被害を受けている事、新聞やラジオニュースから聞いて残念で仕方ありません。N 家族は県外への避難も考えたそうですが、夫の仕事の都合上無理なので福島で頑張ることにしたそうです。今は福島市に住んでいますが、放射能は小さい子供が一番影響を受けやすいみたいで、福島市は全体的に少し放射線量が高く、外で遊ぶのも制限されていて、おもいっきり遊ばされないでいるそうです。私の身のまわりには子供達、孫達、義母や兄夫婦、おいや姪達や身内や親せき、友人知人とほとんど福島県に住んでいますので、放射能がとても心配です。私は心配するだけで何もしてやることができずにいますのでとても辛く切ないです。

フォーラム 90 の大道寺基金の [再審請求への補助金] に K さんの方から応募して下さいようお願いした所、K さんが応募して下さい、基金運営委員会において検討の結果、必要性があるとして選ばれました。

「再審請求の弁護士である A 弁護士に基金運営会の方から連絡し、振込先確認の上 10 万円の手続きをします」と通知が届きましたので、A 先生の方へお金は送金されております。

B 先生との面会の時、先生は「また新たに精神鑑定をやる必要がある」と言っていました。B 先生は、「再審はこちらの方でやらなければならない」と言っていました。また、A 先生も控訴審を弁護したから資料はありますとおっしゃっています。A 先生、B 先生とお 2 人の弁護士さんが再審請求の弁護人を引き受けて下さいましたので、ありがたく心より感謝しております。再審は長くかかるでしょうが、何としても頑張ります。

毎日、被害者の人達に手を合わせてお詫びしております。

自分の心の弱さから宗教にはまり、夢中になっ

死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

執行抗議集会の一部も動画で公開しています。

てしまい、のめり込んでしまった事を反省し、毎日後悔の想いでいっぱいです。

いつもKさんから救援やフォーラム 90 や、パンフレットが送られてきます。

Tさん、あまり無理をしないでお身体を大切になさって下さいね。私も再審に向けて頑張ります。Qさんによろしくお伝えください。

乱筆乱文で申し訳ありません。失礼いたします。
「鉄格子 切なく見つめ 子を想う」

T様

平成 24 年 1 月 30 日 (月) 江藤幸子

●松田幸則さんからの手紙○○○○○○○○○○○○○○○○○○

救援連絡センターへ

2009 年 3 月 15 日付

……さて今回は近々上告を取り下げて刑を確定しようと思っておりますので、これまでのお礼とそのご連絡をと思いお便りいたしました幸いです。

上告を取り下げればもう後戻りは出来ず、後は刑の執行を待つだけの身となるのですが、私が控訴や上告をしましたのは事件を起こしたせいで別れることになってしまった妻に最後にもう一度会ってこれまでのお礼と迷惑や苦労ばかりを掛けそして辛い思いをさせてしまったことに頭を下げて詫言いたいと思っていたからで、そのための時間が欲しかったというのがその主な理由だったのです。しかし私のその

願いはもう叶いそうにありません。

私の両親は高齢で、その両親も最近では体の調子が悪く、父においては末期の癌であと数ヶ月という状態なのですが母との手紙のやり取りでは「自分達が先に逝った時のことを考えれば後に残された息子のことが心配でたまらず、今はそのことばかりを考えている」などと母は何度も手紙に書いてきており、私が先に逝けば両親が悲しむだろうということは私にもそれは十分に分っていますが、私が母より先に逝けば母も思い残すことはなく安心して逝くことが出来るのではないかという思いが私にはあります。

それに加え被害者やその遺族の方々の気持ちを考えれば自分の都合でこのままただだと時間を浪費し続けるというのは本当に申し訳なくも辛くもあり、遺族の方々が何より望んでいるのは私に対する一日も早い刑の執行であり、私の死なのだと思しますので、今の私に出来るのは自分の命をもって償うということぐらいしかなく、そのような思いから上告を取り下げようと思ったわけで、刑を確定するにあたっての心の迷いや後悔は今の私にはありません。上告を取り下げて刑を確定させるというのは私なりに考えに考え抜いた上で出した答えですので、私が上告を取り下げると言えば今までご支援くださった皆様方にはご心配をおかけしてしまうことになるのではと申し訳なく思っておりますが、先にも書きましたように後悔のないように考えに考え抜いた上で出した答えですので心配なさらずとも大丈夫です。(以下略)

死刑日録

9月27日 滝実法相は、江藤幸子さんと松田幸則さんの死刑を執行

10月19日 最高裁第二小法廷(須藤正彦裁判長)は謝依侖さんの上告を棄却 死刑確定へ
10月23日 最高裁第三小法廷(大谷

剛彦裁判長)は高見沢勤さんの上告を棄却 死刑確定へ
(11月15日現在、死刑確定者133人)

少年事件と死刑

年報・死刑廃止2012 定価2300円+税 ISBN978-4-7554-0218-0

巻頭座談会 魔女裁判を超えて—死刑法廷とジェンダー

角田由紀子・安田好弘・北原みのり・笹原恵

特集・少年事件と死刑

一人として変らない子はいない 寮美千子

罪を犯した少年は、更生できないのか? 高田章子

少年に死刑を科すとはどういうことか

西澤哲・本庄武・青木理・岩井信

犯行当時少年の被告人に対する死刑選択の変遷 永田憲史

「死刑弁護人」齊藤潤一監督に聞く 中村一成



インパクト出版会

被害者のいのちに想いを馳せる一歩手前で

31歳の誕生日のその日に松村さんは国家によって殺害された

(8月3日に執行された松村恭造さんの弁護士) 堀 和幸

京都の弁護士の堀と言います。今日はこういう場に呼んでいただいて本当に光栄です。私も死刑事件、何回かやりましたけれども、確定して執行されたのは初めてで、本当に不幸な事件だったんですが、それを皆さんのような方々にこれまで発表できるというのは辛いですが、本当に光栄に思っています。

必ずしも松村君と私の関係というのは良好なものではなかった。最後の方は特に。ですから非常に私も辛い、と言いますか、いろんな思いがあるんですけど、とりあえずこの場では、死刑事件、死刑判決、死刑の執行、どんなものだったかと、できるだけ、話せる範囲で皆さまに話していきたいと思っております。

事件の概要

まず、死刑になりました事件の概要であります。平成19年、2007年1月16日に京都府の長岡京市というところで伯母さんを殺害して金品を奪った。それから1週間後の23日に神奈川県相模原市で今度は大叔父さん、彼から言いますと母親のお父さんの弟さんを殺害して金品を奪ったということで強盗殺人2件ということで、最終的には京都地方裁判所で併合審理されて翌年、2008年3月に死刑判決が言い渡され、一旦被告人本人が控訴したわけでありましたが、また自ら取り下げて、4月8日には死刑判決が確定しました。

被告人の主張

この裁判で松村君が主張したのは以下のようなことであります。

自分は死刑になるためにこの事件をやったんだ。現に彼はこの事件の前に2回自殺を図って、できなかったという経過もあって、家庭の中の軋轢とかいろいろあったんですけども、死刑になるためにやったんだ。だから、死刑を回避するような弁護活動は一切するな、と。私は被疑者段階から弁護人になったんですけども、死刑判決を回避するような主張は一切するなというのが彼の主張でした。従って、いわゆる情状、彼の生き立ちがどうかであるとか、反省しているとか、謝罪をしているとか、あるいはもっと広く言って責任能力があったのかなかったのか、あるいは死刑が憲法違反であるとか、そういうことは一切するな、とこういうのが彼の主張でありました。

ただし、事実関係につきましては、物は持ち去ったけれども、いわゆる強盗ではないんだと、殺害した後に強盗殺人に見せかけようと思って金品（主に現金ですけれども）を持ち去ったんだと。だから罪名で言うと、窃盗と殺人であると、こういうのが彼の言い分です。

私自身も本人の意思に反してでも情状弁護あるいは死刑違憲論を展開するのか、あるいは、本人の意思を最大限に尊重して、その範囲で何とか死刑回避の道を選ぶのか、非常に悩みましたけれども、先程申しましたように、強盗殺人2件ということになりますと、残念ながら今の日本の裁判所は死刑を言い渡す可能性が極めて大きい。それよりはむしろ殺人と窃盗、これはこの事件の性質からしてそれなりの説得力があると思ひまして、殺人と窃盗の2件ずつだということを弁論、あるいは弁護の柱にして弁護活動を行いました。

しかしながら、死刑の適用は慎重にしてくださいよということは一言述べましたけれども、残念ながら強盗殺人の2件が認定されて、死刑判決が言い渡されたわけでありまして。

控訴につきましては、私は強く彼に勧めました。もちろん弁護人が控訴したら絶対にダメだというのが彼の意思だったので、それでも一審弁護人として控訴するかどうか迷いましたけれども、とりあえず本人に控訴をするように強く勧めました。当然でありますけれども。

あなたは死ぬためにこの事件をやったんだと言っているけれども、生きながらえるうちに気持ちが変わるかもしれない、後から悔いを残さないように、控訴したらどうだと、こういうふうに言いましたら、彼は、いや、死刑になるためにやったんだから、控訴する理由がないんだ、死刑を望んで事件をやった死刑になったんだから不満はないと、こういうことを言いました。

結果はそうかもしれないけれども、殺人と窃盗だという認定を主張しながら、やはり強盗殺人が認定されてしまったんだから、控訴をする理由はあるじゃないかということで、いろいろ彼とやりとりはいたしましたけれども、最終的には一旦控訴はやりました。いろいろ友人・知人等と手紙のやりとりをしたい、ということでやりましたけれども、すぐに取り下げてしまい、2008年4月の初めには死刑判決が確定してしまっただけであります。

確定後

ここまでは彼はそれなりにそのときは納得して、弁護人に対しても、感謝の言葉をいただきましたし、自分で自分を誉めてあげたいというようなことで、ここまでは普通によくあるような話なんですけど、ここからがまた、かなり展開が普通の事件と変わってきました。

1年ぐらいいは、何も彼との交流もなく、面会の要請もなく、2009年の春頃だったと思うんですけども、彼の母親から連絡がありまして、一度、恭造君に会ってほしいということで、会いに行きました。

すると、一審判決は間違っていた。死刑判決は間違いである。だから自分は生きたい。生きるために、死刑を回避するためにあらゆることをしたいんだ、だからあなたもそれに協力してほしいということでありました。

ただ、その協力の理由が、彼らしいと言いますか、一審判決で死刑になったのは弁護人の弁護活動が悪かったんだ、堀弁護士は松村恭造に借りがあるんだ、借りがあるから借りを返せ、私の死刑を回避するのは堀弁護士の義務なんだ、こういうのが彼の言い分です。非常に彼らしいんですけども、まずは命の大切さ、命に対する欲求が、芽生えたことは事実でありますし、彼とまた交流を再開し、交流を続ける中で彼の気持ちもだんだんに穏やかになっていくかもしれない、というふうな期待もありまして、彼との交流を再開し、死刑の回避のための活動を開始しました。

具体的に言いますと、まずは、控訴取り下げの無効、公判期日の指定ということで、控訴取り下げ当時、彼には判断能力はなかったんだということ、あるいは厳密に言いますと、一審判決以降、国選弁護人は弁護人ではなくなってしまうので、彼が控訴をしたときには形式的には弁護人はいないという状況なので、そういう空白期間にされた控訴の取り下げは無効であるというようなことをいろいろ主張しまして、まずはその申立をしましたけれども、翌年の4月に最高裁で特別抗告が棄却されて、控訴取り下げの有効性が確定いたしました。

次にやったのは恩赦の請求。具体的に言いますと大阪拘置所長に対する恩赦をやってくれという上申でありますけれども、恩赦の申立を行いました。これは2011年に不相当となったようではありますが、とにかく恩赦の申立をいたしました。

それと同時に再審請求の準備、具体的に言いますと再審請求書の起案にも取りかかりました。厳密に言うと刑事訴訟法に定める再審の理由にどこまであてはまるかというのはいろいろ問題はありましたけれども、とにかく、再審請求をしているということ自体、死刑を回避するには大きな効果がありましたので、再審請求も並行的に準備しておりました。

しかし、その間にも、彼の私の過去の弁護活動に対する非難はエスカレートしていったわけでありませぬ。私もできるだけ彼と関係が続けて、何とか彼が命を大切に、自分の命をまず大切に思い、最終的には彼が殺害した遺族、あるいは亡くなった被害者の方々に対する命の尊さまで自覚してもらえたらいいな、ということで、何とか関係が続けようと努力はしたわけですが、やはり、私も神様ではありませんので、ついに堪忍袋の緒が切れてしましまして、2年前の、2010年6月には別れの手紙を書いて、それ以降私のほうから交際は途絶えさせたというのが現実です。

ただし再審請求はしたいということは言っておりましたので、再審請求書の原稿は私のほうで作って、彼が後は手直しするかどうかは別として、彼が署名指印すればすぐに提出できるという状態にはしておきました。

そして、このように交流が途絶えた中で、8月3日にマスコミの方々からご連絡をいただいて刑の執行を知ったわけです。

執行を知って

そのときの気持ちなんですけれども、まずはやはり驚きました。これまで、年に2回というのはなかったですし、つい数カ月前に執行されたばかりでしたし、彼はまだ30歳。死刑執行の日が31歳の誕生日で、いずれにしてもまだ年齢が若い。それから確定から4年半、5年経っていないということで、まあ勿論一抹の不安はありましたけれども、この時期に執行はないだろうと思っていたのが執行されてしまいましたので、本当にまずは驚いた、というのが実感であります。

次に思ったのは、殺されたと思いました。死刑が執行されたとかそういうきれいな事じゃなくて、彼は殺されたんだというふうに本当に思いました。

曲がりなりにも3年半ぐらいい、空白もありますけれども、いい、悪い、いろんな思い出があって、彼との交流が続けたわけなんですけれども、それなりに彼の人となりと言いますか、人間性と言いますか、そういうのがわかっているつもりなので、8月3日の朝に看守が彼の房の前に立って彼を刑場まで連れて行って首に縄をかけて、下の板が開いて彼が下にドンと落ちる、その様子が、私は見ていませんし、勝手に想像するしかないんですけども、生き生きと浮かんでくるんですね。

おそらく、彼のことですから思いつき刑務官に抵抗したのではないかなあと……。逆に頭が真っ白になって、もう無力の状態になって、引きずられていったのかもしれないけれども、とにかくいろんな映像が本当にまじっか身近に接していた人だけに生き生きと想像が浮かんできて、ああこれはやはり死刑の執行じゃなくて、殺人だというふうに実感い

たしました。

今の気持ちはありますけれども、死刑については理論的なことはおいておきまして、やっぱり、人が人を殺したらダメだ、とよく言われます。それと同じように、いや、それ以上に、国家が人を殺すことがいけない。あらためて思いました。人を殺しても何の問題の解決にもなりません。松村君の両親、ご兄弟という新たな遺族を生んだだけであります。

ご両親と私は交流がありました。ご両親に対しても彼はいろいろ悩ませておったようでもありますけれども、ご両親も何とか彼が命を長らえて……両親は一方では加害者の親でありますし、一方では被害者の親族ということで、被害者側の人間でもあるわけでもありますけれども、何とか被害者に対して謝罪をし、自分の行為を反省してもらえたらということできり強く面会を続けてこられたわけでありまして。そのようなご両親にするならば、本当に虫けらのように息子が殺されたんです。

彼もいろいろ悩んでおったというか、もがき苦しんでいたというふうに思います。何とか命の大切さがわかりはじめた、これから自分の一生だけではなくて、他人、あるいは自分が手をかけてしまった被害者の方の命まで何とか思いを馳せる、その一歩か二歩か知りませんが、それを進み始めた。その段階で命を奪ってしまう。こんなに残酷なことはありません。

人を殺しても何の解決にもならない。百歩譲って、人を殺すことによって何らかの解決があったとしても、人を殺すことによって問題を解決しようという発想自体が間違っていますよ。

文明国でも人権国でも、先進国でも何でもいいんですよ。国であれば人を殺害する死刑以外の方法で、社会の秩序や犯罪に対策を考えていってほしいというふうにあらためて実感いたしました。

(本稿は8月27日衆議院第2議員会館にて行われた執行抗議集会での発言です)

大道寺幸子基金死刑囚の表現展 各地で

広島のカフェ・テアトロ アビエルトにて9月29日から10月8日にかけて大道寺幸子基金の7年分の応募作品から、アビエルトの主、中山幸雄さんが選抜抜いた51作品が、「いのちの極限で描かれた 死刑囚の絵展」と題して展示された。初日の29日はオープニングセレモニーとして池田浩士さんの講演、10月6日は「赦し—その遥かなる道」上映、7日はNHK・ETV特集「失われた言葉を探して」上映。

展示会の後半には多数の人がつめかけ、中国新聞の記事や、鞆の津ミュージアムや鹿砦社のホームページ等にも好意的に取り上げられた。

東京・国



立市の GALLERY ZIPPER HOUSE では11月4日から17日にかけて、死刑を考えるくにたちの会主催で、基金の作品25点が、「死刑囚の表現展 in 国立」として展示された。初日には太田昌国さんの講演後、併設されている居酒屋みかちゃん交流会。

富山では、「死刑弁護人」の上映に合わせて11月6日にまちづくりとやま3階会議室にて、スコラフォルツァ えんぴつ画講座 特別公開講義として幸子基金の絵画8点が展示された。小倉利丸、棚元ゆちこ（えんぴつ画講座・フォルツァ総曲輪スタッフ）の対談で、作品をとおして死刑囚と向き合うという試みだ。

このあともいくつかの所から展示の希望が来ている。決まり次第、このニュースでお知らせします。(F)

(写真左2点はアビエルト。東京での10月集会よりもずっと展示の仕方に工夫が凝らされていて、絵も生き生きしてくる。上は GALLERY ZIPPER HOUSE。講演後絵を見ながらさまざまな質問が飛び交う。)



響かせ合おう死刑廃止の声 2012

10月6日、「響かせあおう死刑廃止の声2012」が、今年は何谷区民ホールで300人を集めて行われた。

総合司会は石川顕さんと亀倉弘美さん。

まず9月27日に行われた滝実前法務大臣（この時点では前法相となっていた）の死刑執行への抗議がフォーラム90の安田好弘弁護士から緊急報告された。

続いて死刑廃止議連副会長の福島みずほ社民党党首から世論調査の質問のあり方を変えていくことに取り組みたい、ノルウェーでは大量殺人があったにもかかわらず一言も死刑にという声は出ないこと、死刑廃止の議論を広げていきたいことが語られた。民主党衆議院議員・村越祐民死刑廃止議員連盟事務局長からも世論調査のあり方を変えること、秋の国連での死刑廃止決議にわが国が反対することだけは避けたい、重無期刑の導入が死刑判決を減らす道、死刑問題に政権政党が向きあわないといけない、小さなことでも一つ一つ死刑をなくす方向に進みたい



と
思っ
てい
ると
話さ
れた。

日本
弁護
士連
合会
死刑
廃止
検討
委員
会会
長加
毛修
さん
から、
日弁
連は
死刑
廃止



に向けて社会的議論を進めていくことに向けて活動していくと決意表明がなされた。

次にアムネスティ・インターナショナル日本から「死刑廃止に向かう世界の動き」が解説されてから最初のパネルディスカッションに入った。

「原発を考え死刑を考える」は講談師・神田香織さん、Our PlanetTVの白石草さん、俳優の山本太郎さん、司会は安田好弘弁護士。この詳細は本誌次号に掲載する。

休息後、大道寺幸子基金表現展の選考委員によるシンポジウムが行われたが、全文次ページから収載。

休息時間に流された「年報・死刑廃止2012」の座談会のさわりの部分を編集した3分間の宣伝ビデオ作品は死刑廃止チャンネルで見ることができる。

終了後新宿へ向けてデモが行われた。(F)
(写真左は山本太郎さんと神田香織さん、写真上は白石草さん、写真下は展示されている大道寺幸子基金表現展の絵画を見る参加者たち)



書くことで生き直し、表現も成長し続ける

池田浩士・加賀乙彦・川村湊・香山リカ・北川フラム・太田昌国

1、枚数制限問題をめぐって

太田 みなさんこんにちは。

それではこれから、今年で8回目を迎えましたが死刑囚の方々から寄せられた文芸作品、および絵画作品の審査、すでに9月19日に終えているのですが、それを皆さんを前に公開の形で繰り返し行いたいと思います。

今回はまずこの死刑廃止のための大道寺幸子基金がどのように運営されているか、表現展がどう選考されているかを簡単にお話ししてから、皆さんの講評に入ります。

今から8年前に大道寺幸子さんが亡くなったときに遺されていたお金をどのように使うかということで、身近にいたものが相談してこのような表現展が開始されたということは毎回説明しております。発足以来今日に至るまで私を含めて10人前後のメンバーで運営会を作って、再審請求のためのお金が必要な方にどうするか、それから表現展を遂行していくためのさまざまな実務をどのように進行するかということを担当しています。

当初から6人の方に選考委員になっていただいて表現展の選考を担当していただいているのですが、その中では私が運営委員と選考委員を兼ねているという、ちょっと変わった在り方になっています。

昨年秋、10月の死刑廃止集会を終えたあと、来年度に向けてどのような形で獄中の死刑囚の方々に、応募作品を寄せてもらうかという相談を行った時に今まで7回行ってきた経過を見ながら、応募される原稿枚数が読む5人の方々には少し加重負担になっているのではないかと運営会で判断して、この表現展の運営実務に関わる問題であるからと私たち運営会の独断で枚数制限を行って、長篇でも350枚以内でというようなことで獄中者の死刑囚の方々にはお願いました。

それが9月の選考会の時に、選考委員の方々にはそれは初めての話であったので、なぜ自分たちの考えも聞かずにそのようなことを行ったのかと、今年はあとで話が出ると思いますが、私たちが課した制限枚数を遙かにオーバーした表現作品が力のある優れた作品であるという意見も出て、非常に厳しい批判を我々は受けました。

その後さまざまに討論した結果、私たちとしては昨年秋、応募作品に対してもうけた制限が間違いであったということ認めて、応募された方にはその説明をした上で選考委員会の、いつも選考委員会のように応募者にはテーブル起こしをして差入れて

おりますので、それを今月末か11月上旬に差入れる際に私たちの改めた考え方を伝えるということに致しました。

もう一つは、さまざまな賞の名を付けてそれに既定のお金を差入れするというので7回の運営をしておりますが、今回は枚数制限を超えた作品の場合にはもちろん講評の対象にはするけれども授賞はないとしました。しかしそれも廃止して、すべて同じ条件で受賞対象にするということも、その後の運営会で決めました。

7回積み重ねてきて8回目に至った段階で運営上の大きなミスを私たちは犯してしまったと考えておりますが、前もって皆さんにお伝えしておかなければ今日の話は進まないと思いますので、そのことを一言、お断りしておきます。

2、だんだん優秀な作品に変わってきた

太田 今年の応募作品の講評に入りたいと思います。

全体で13人の方が文芸作品に応募されました。絵画作品の応募者は全部で16人、点数としては58点でした。毎年だいたいこれくらいの人数の方たちが応募されていて、ほぼ似たような数になってきております。初めての方ももちろんいらっしゃるし、初年度からずっとという方、あるいは時々応募されるという方もいらっしゃいます。8回目を迎えて今年の文芸作品に関して、今までのものに比べてとかあるいは今年特にこれがよかったとかそういう観点からお一人ずつ発言をしていただきたいと思います。

加賀 この作品のどれがどういうふうな価値があるのかという判断は難しいですね。特に短詩型の、短詩型では俳句、短歌の分野でたくさん出している方でなかなか優秀な響野湾子さんという方の作品、これは毎年すばらしい作品を出して下さる。今年はなんと筆書きで全部作品を書いてきて、つまりこの方の姿勢がひとつ典型的なのですが、死刑囚という立場になってある作品を書くということはその人の一生をかけた技なんですね。いつながり起こるか分からない。今度の場合も、作品を出された方で処刑された方が出ているわけで、そうすると精神科の医者になって25、6の時からずっと死刑囚と交流を続けてきて、いま83歳ですがまだ続けている。つまり私の文学にとっても死刑という刑罰に喘いでいる人々は非常に離れがたい存在なんです。人が自分もいのちを削って作品を書く。これは普通の作家の場合は当たり前なことなんです、死刑囚の場合はいつ処刑されるか分からないというそういう状況にお

いて作品を書いている。それといつも作品の世界と迫り来る処刑の恐怖、あるいは力というものが關わり、そこには力強いすばらしい作品が出てきて、普通の状況におられる方とはまったく違った作品が出てくるということでもあります。

今年のできばえを見ると、毎年毎年すばらしい作品があるんですが、やはりこの響野湾子さんの作品がよくて、今年もこの作品を抜きにしては語れないなというふうなことで賞を差し上げることになったと記憶しております。

今年の作品の中で私が感心したのは、処刑された人の部屋のあたりで何か奇妙な音がするとか、廊下に誰かが立って影のように消えていくとか、そういう夢のような感覚が作者に出てきていて、その夢のような感覚が非常に強い感動を私に与えたということです。

そして一番びしっとその点を言うのは「職員にも我にもありぬ禁句ひとつ」、職員にも自分にも禁句は一つだけ、「明日の朝にすればいいがな」つまり物事を先へ回すことはできない。明日の朝、遂に処刑されるかもしれない。そういうせっぱ詰まった状況が毎日毎日、何年も続くので、これが私が言う死刑は残酷な刑罰だという意味の、一番大きなところで、死刑囚というのはいつ殺されるか分からない。それが明日の場合もあるし、何年か先のこともあります。そういう死と向きあっている人の姿が実に作品の世界を奥深くしているように思います。

ですから作品に350枚以内というような枚数制限をするというのは私は間違いだということを上げたのは、自分自身が小説を書き始めるときに新人賞をまず突破しないとイケない。いろんな雑誌を開いて新人賞の応募規定というのを見ると、ほとんどの文芸雑誌は100枚以内と書いてある。たったひとつ『展望』という、筑摩書房から出していた、もうなくなった雑誌に、太宰治賞というのが新設されて、そのなかに規定として枚数制限なし。これは応募するほうの人間にとっては実に嬉しい。どうして他の雑誌は100枚以内にするのかというと、これはよく分かると思うのですが、日本で作家として立つためには短編でなくてはならない、芥川賞というのは短編でなくてはならないという決まりがあります。ですから長いものをもらったって世の中に出るか出ないか分からない。短編がうまい人が作家になればいいというふうに思ってるわけですね。応募なさる方は、しかしそうではない。それと同じように今年も檜あすなろさんという方の作品がとってもよくて、それが350枚でしたか。なかなかいい作品をお書きになる。それに枚数制限をするというのは私の若いときの嫌な感じ、つまり芥川賞を取った作家じゃなければ世の中に出られないぞという、ああいう上から下を見下ろすような文学観というようなものに対する反撥が私にはあったものですから、それはあってはならないことだというふうに申し上げて議論になりました。

もうひとつはこの方々にはもう先が、いつ切れて

しまうか分からない。これは日本で死刑廃止が行われるという人道的な行為が行われればすばらしいと思います。ヨーロッパではほとんどの国がすべて死刑をなくしている。その中で死刑を一番最後まで持っていたのはフランスで、フランスは有名なギロチンという機械を発明して、あのギロチンというのはするするすると上から刃が落ちこちてくるとすぽーんと首がすっ飛んでいっていつの間にか処刑が終わる。するするするするというほんの僅かな時間だけの恐怖だから、長いことフランスでは、わが国はもっとも人道的な処刑の方法を考えたとというふうについていたんですが、そのフランスが1981年に死刑を廃止いたしました。その廃止したときに世論の調査では85パーセント以上の人たちが死刑に対しては賛成、わずか15パーセントくらいの人たちが死刑廃止に賛成という状況で、それでもミッテラン大統領の時の法務大臣が敢然として死刑を廃止した。フランス中は大騒ぎになりました。しかしいっぺん廃止してみると、もっともそれがヨーロッパでも、世界中の人々にもほめられるような人道的な行為であるかということに気がつきます。そしてフランスでは死刑廃止30年というお祭りを2年前にやったと思いますが、そのとき私のフランス人の友だちがちょうど日本に遊びに来ていて、まだお前の国では死刑があるのか、どうしてそういう残酷な行為を、もっとも優秀だと世界のうちで思われてる国でやるのかというようなことでびっくりされて、自分では心の中で恥ずかしく思いました。それは一つの私の気持ちであります。

毎年毎年、秀作が一つ二つ出るということはみなさん一生懸命に書いているという証拠ですよ。最初、短詩型では素養がありませんといろいろと難しい表現法があったのが、だんだんに優秀な表現に変わっていく。その変わり方というものが、私としてはこれは奇妙なことですけど、嬉しいです。しかしその方がいつかは死刑で亡くならなくてはならぬ日本のような国にいることは私は非常に恥ずかしく思います。まずそれだけを申し上げておきます。

3、書くことで生き直す

太田 ありがとうございます。それでは池田さん、よろしいでしょうか。

池田 今加賀さんもおっしゃいましたけれども、もちろん新しい方が新しく応募をして来られることは毎年あるんですが、私たちからしたら、私は死刑囚の面会にいっぺんも行ったことはありませんので、一度もお会いしたことはないんですが、それでも、あっ、去年一昨年の方だということを知ると、どうしても意識のうちにやはり前の作品と比較します。すごいなあ、こんなに変わられたんだという思いが毎年、正直に言ってあります。加賀さんがおっしゃったように、その方が果たして来年、またさらに私たちを感動させるような作品を送って下さるかどうかはまったく私たちには確信が持てない。これは初めからこういう企画の、ある意味で選考委員を

引き受けてしまったのですから、それは当然初めから分かっていることなんですけれど、本当に具体的に8年のあいだ、これに関わらせていただいていたという思いを本当に強くします。

具体的な作品についての私なりの感想を言わせていただきたいのですが、私は長篇主義者なので短詩形の作品に関しては本当に何も言う資格がありませんというようなことを毎年言いながら、例えば今さっき加賀さんがおっしゃった、響野湾子が毎年ものすごくたくさんの短歌、および俳句の力作を送ってくださいます。私は何年か前にここでそのことについて、たくさん作るのもいいけれど、その中で自分なりに厳選して、うん、これだという作品に絞って送って下さった方がいいのではないかというふうなことを申し上げた覚えがあります。今年は今までの分量を越えるとはつもない、こんなに厚い短歌をどさっと送って下さったのですが、その中の一つを読んで、ほんとうに胸を突かれました。

「詠わねば胸少しづつ 壊れゆく 案山子書きみる 綴りの端に」

つまりこの方は詠わなければ胸が少しずつ壊れていくという詩を今年は寄せられました。これを読んだときに私は本当に胸を突かれる思いがしました。つまり私は偉そうに、なんか文芸批評家でもないのに偉そうに、もうちょっと本当にいい作品だけを自分なりに選りすぐってということも必要ではないかと言ったんですが、この方にとっては詠わなければ胸が壊れていくわけです。ですからとにかくおそらく24時間、片時もおかず、心に浮かんだ情景や目に映った情景を短歌にしてこられたと思います。その意味を私は捉えることができなかったということ今年初めて気がつきました。それが一つです。

もう一つは、先ほどのとても刺激的なパネルディスカッションで神田香織さんも言っておられましたが、林眞須美さんというあの「悪魔のような女」、この彼女の感性というのは本当にすばらしいというか、私の次元では想像もできないようなすごいユニークな感性、開かれた感性の持ち主だということを今年改めて、いままでの彼女の詩や絵からも思わされたのです。

今年は、「春が来た まっちゃん殺され 泣き桜」という句を彼女は1句。これはもちろん、まっちゃんというのは3月の末に処刑された松田康敏さんのことであろうとしか読めない。「春が来た まっちゃん殺され 泣き桜」、泣き桜、私の言葉ではそういう言葉を思いつかないだろう。こういうふうな感性を持った方がマスコミからは、自分に対して誠実であるが故に人を馬鹿にしている、あるいは傲慢というふうなマスコミの人は思う。そういうふうな受け取り方に従って報道された結果、今のような位置に彼女が押し込められていることは絶対に許してはならないと思いました。この俳句を読んで。

短詩型でもっとコメントさせていただきたいのはありますが、時間の制限もありますので長い作品に



ついて言わせていただきます。

まず第一に檜あすなろさん、この人は内容からして昨年まで2年間、蒲公英という筆名で送って下さった方だと思います。この方は今年、3点のかなり長いものを送って下さいましたが、なかでびっしりとレポート用紙に書かれたものがあって、私なりに枚数を計算しましたら、ほぼ380数枚の作品だと思います。この作品はどのような作品かというところ、妻が非常に精神的にしんどくなったのでいわゆるカウンセリングを受けに行く、その記録という形を取っている。この妻というのは去年までの作品との関連で考えると、この作者の本人、この方が殺してしまった女性のうちの一人、もう一人は妻ではない女性を彼は殺して二人の女性を殺したんですが、3年か4年前に、ここで坂上さんおよび私たち選考委員全員から非常に厳しい評価を受けた作品の作者です。それは二人の女性を殺しながら、すべてを自分が殺した女性、とりわけ妻以外のもう一人の女性の責任に帰するようなそういうふうな作品を書いている。ある意味で女性差別的な作品であるということも坂上さんは言われたと思います。私たちの評価も非常に厳しかったですね。去年はもう一度そのことを別の角度から書き直されました。自分自身の両親がどういふふうにいるんだらうかというところまで思いを寄せた作品を書かれました。今年はおそらく作者自身が起こしてしまった「事件」との密接な関係を持っているテーマとしては、今申しました380枚くらいの作品、これが「心の相談室」です。カウンセリング室が舞台になっています。すべてそれが一貫して、毎週火曜日にある病院のカウンセリングを受けるというテーマになっています。それは妻が受けることになってるんですが、おそらくこの書き手としては、妻の夫が登場するので、夫が妻をもう一度、自分と一緒に生きていた妻が、自分と一緒に生きる中でどういふふうな心になっていたのだからかということをやいま振り返りたいという思いで、今その心情が溢れています。ただ私がまた批判めいたことを言うと、それがいつの間にか妻のカウンセリングであるにもかかわらず、妻が夫のことを思って語る言葉が中心になっていきますね。ですから妻が、

妻の口を通して、ある意味でいうと夫の心理状態を「正当化」する、そういうふうな文章にだんだん変わっていきます。これは僕は批判として言ってるわけではありません。これは止むをえないことだと思うんですね。私たちがここから読みとれるのは、今この作者はすごく苦しい自己凝視を文学作品、フィクションの形で深めている。この深めている作業を絶対に中断させてはいけない。国家権力によって中断させてはいけないという思いを強くしました。来年の作品を待望したいと思います。

もう一つの長篇は氷室蓮司の「硝子の破片は久遠の悲しみ」という詩的なタイトルが付いています。この方も私は本名は知りませんが、今までの作品で言うところと一昨年ここでも高い評価を受けた「七日間の灼熱ドライブ」、昨年の「メモリーズ」という作品を送って下さった星彩さんに違いないと思います。この方の「硝子の破片は久遠の悲しみ」が審査員のすべてから一番高い評価を受けました。そしてこれが720枚ありました。もう一回言いますと、檜あすなろさんの一番長いものは380枚ありましたので、ほんとうはこれも350枚を超えていたんですよ。でも最終的に350枚という枠を課さないことになったことは私も本当によかったと思っています。この氷室さんの720枚の作品というのは、彼が犯した殺人のシーン、そのあとの面会を初めとして獄中に囚われた私という主人公を面会その他で支えてくれる元愛人、元友人たちのすがたを描くところまで、自分の本当に幼い小学校入学前後からずっと自分の一生を私という主人公が振り返る形になっています。去年はこれが、人を殺していま獄中にいる父親の生涯を実の息子が描くというスタイルになっていました。これ自体私は優れた作品だと思ったんですが、その時に、今度は息子ではなくて父親自身の目から書いてほしいなという要望を表明した覚えがあります。今年は文字通り俺という主人公の、おそらく作者の分身であろうと思われる一人物の今に至るまでの生涯をずっと描いています。

本当にめっちゃめっちゃな生涯です。だいたいものすごく印象的なシーンから始まるんですけども、中学校の1年の時にクラスにいた不良の仲間から「お前、これ穿け」と言われてものすごいズボンプレゼントされるんですね。それを穿いていくかどうかの決断をするのですが、やはり穿いていくわけです。もちろん教師たちは大騒ぎで、彼を理科の実験室かどこかへ閉じこめて詰問するところから始まって、ようするに学級破壊の張本人の一人として彼は学校生活を過ごすというふうなことが描かれています。

それから彼は定時制の高校へ行くわけですが、小説によればお父さんが在日朝鮮人という家庭に育ったというふうになっています。要するに不良仲間がいて定時制にいったとたんに、二人の女の子に挟み撃ちにされて付き合ってくれと言われるんですね。「去年入学したんだけどさあ、この高校に、

つまらないから辞めちゃったの」とって言い寄られるシーンですね。それから壁の張り替えの、ライディングボードという大きな厚いパネルを貼る、そういうような職業ですけれど、そういう労働のシーンとか、次々と彼を好きになったり、彼が好きになったりする女性や、同性の友だちとのまったくめっちゃめっちゃな付き合いというのも描いていくんですが、私が感動したのはその一人一人の友人や愛人と本当にきっちり向きあってきたんだな、この人はと、その描写から人物たちが生き生きとしている、その描写から分かります。本当に豊かな生き方なのですが、しかし世間的な意味で言うと、貧しく惨めな育ち方をしてきた、だから結果としてはお金のために、詐欺同様のことをして、愛人と自分で思ってる女性から出させたんだけど、その催促で訴えられそうになって、せっぱつまって行きずりの女性を殺して、金品を奪ったというふうなことをしてしまうというストーリーです。そういうふうなある意味で言うととても悲惨な今までの一生を過ごしてきたことが小説には描かれているのですが、しかし小説の一つ一つのシーンと人物たちの描き方から、これを書いた人というのは本当に人間を正面から見つめて、本当に全力で付き合ってたんだというのが伝わってきます。これがとても感動的でした。それで私はこの作品が映画化されるといいということを選考会の時も申しました。一つ一つのシーンが映画にふさわしいし、全体のストーリーも映画にふさわしい。誰かがぜひ映画化してくれないかなという思いがあります。

全体の今年の感想としては今申し上げた2つの短詩形式と2編の長篇作品だけではなくて、すべての作品から改めて感じさせられたことは、これらの作品、これは絵画でも同じだと思うんですが、私は絵画を、ある意味で言うと解説したりする力はありませんので、一応言語表現だけに限定して言わせていただければ、これらの作品を書いた作者は今、自分の今までの生涯を全力でもういっぺん生き直しておられるという気がします。しかも今度は極めて意識的に。今までの無意識な生き方、その生き方が豊かだったということすら見えなかっただろうと私は思うんですが、そういう無念な生き方ではなくて今度は二度目に、本当に意識的に一生懸命に生き直しておられるんだ、つまり書くことによってそうしておられるんだと思います。私自身は読ませていただくことで本当に一生懸命もう一度生き直されているその生、それに立ち会うことができたということ、今年は今までもっともひしひしと感じました。

4、批評がダイレクトに響く表現展

太田 では川村さん、お願いします。

川村 では最初にお詫びと言いますか、言い訳と言いますか、それをやらせていただきます。今まで選考委員会は7回やって、実は7回まではちゃんと皆勤したのですが、今回の選考委員会は私の本当に単

純なミスで、やってるときに家で寝てたという非常に申し訳ないことがありまして、選考委員会では話が出来なかったことなんです。

ちょっと言い訳させていただきますと、選考委員会の2、3日前に、私が実行委員として中国から若い作家たちを10人ほど呼んで、日本の若い作家たち、中村文則さんとか綿谷りささんとか、平野啓一郎さんら日中の若い作家たちが話し合うという催しを企画しまして、それがなんとドタキャンになってしまった。中国から来れないということになってしまって、前日の夜にきたものですから私もあわてまして、もうホテルとか交通機関とか全部手配して、日本の人たちもスケジュールを空けてやる気でいたのにこのようになってしまったということで、その後始末に2、3日追いまくられて疲れて家で寝てたということなんです。

それはみなさんもお存じだと思いますけれど、日中の交流がさしあたり全部中止になったことの一つの余波と言いますか、そういうことなんです。そのことに関してNHKのほうから電話で取材されて、どうしてそういうことになったんですかと聞かれて、当然尖閣列島の問題が背景というかもろにあり、それで中国側が作家たちを出国禁止と言いますか、交流禁止という形になったんであろうと答えました。それに対して、じゃあそのことに対してどう思われますかと聞かれたので、大変憤ってますというふうに言ったんですけど、ニュースでは私の憤ってますという言葉だけが流れたそうで、聞いた人から「川村さん、憤ってるんですけど」というふうに言われたときに、しまったなあと思いました。つまり私は何に対して憤ってるかということをおちゃんと聞いたんですけど、そういう部分はカットされているんですね。別に私は胡錦濤や中国共産党に対して、少しは怒りはありますけれど、それよりもよけいなことをして尖閣をなんだかんだ言って問題に火をつけた某東京都知事とか、国有化うんうんという、しなくてもいいことをして、あれは沖縄のものなんですから沖縄の県有地にすればいいのに、よけいな国有化をした某総理大臣とかその他の人たちに対して憤ってるというふうに言ったんですけど、その部分が切られて大変憤ってますということになったので残念だったなあと思います。

さっき安田さんたちの話を聞いていて、安田さんが反死刑、反原発、もう一つないでしょうかねみたいなことを言っていました、それはもちろん反武力衝突、反軍事、反戦争である。つまり某東京都知事のようになにかあれかしと、中国に対して目にも見せてやるというような、まさに武力衝突を扇動するようなことを言ってる人たちはたくさんいて、今回の自民党の総裁選挙に出てきたあの人たちもまさに一発目にも見せてやれとか、ぐうの音を言わせないでとかそういう好戦的なことを言ってるわけです。領土云々ということや国境云々ということよりも、まずは絶対に戦争を引き起こしてはいけな



けですね。あるいは武力衝突をさせてはいけなわけ、それをあたかも、マスコミなんかは武力衝突があっても仕方がないとか、やはり言うことをきかない奴には軍事力でとか、いまだたらうまくいけば中国の海軍は弱いから自衛隊だって勝てるぞとか、そういう煽り立てる言説が堂々としているということに関して、私はそれに非常に憤りを感じております。

ですから先ほどのシンポジウムを聞いていたら、反死刑、反原発、反戦争、これでいけるんじゃないかなあと。いけるんじゃないかなあという言い方は軽率ですけど、これは全部、ちゃんと繋がっていることです。日本のナショナリズム台頭であったり、今までの経営経済第一主義であったり、弱者犠牲者を生み出していく、もっとも大きなものが戦争ですから、某東京都知事が先に突撃するんならまあいいですけど、ああいう人たちはぜんぜん行かないで若い人たちをそういうところに行かせるということをお煽り立ててるということに関しては、やはり強固に反対しなくてはいけないと言うふうに思っております。これが言い訳なんですけれど。

それで次に選考委員会には出られなかったんですけど、一応私が読んだ感想といったことを言わせていただきたいと思います。

ただそのことに関して若干繋がるような作品が今回はあったわけですね。「東日本大地震は地震兵器を使った人為的な攻撃だった」ということを書いてきていらっしゃる方がいて、うーん地震兵器というのは困ったものだなあというふうに思ったんです。この方は自衛隊に勤めていた経験があるらしくて、地震兵器以外の部分はかなりちゃんとした論理的な、ある程度納得できるようなことをお書きになっているんですが、地震兵器はよく意味が分からないと思いました。その中に私の名前を出して、君に手製爆弾の作り方を教えてあげるみたいな文章がありまして、卵の白身と塩と灯油を混ぜてやるとちゃんとした爆弾が出来ると。なんで私を名指して教えてくれるんだろうと思いました。せっかくいろいろな軍事的な知識を持っていらっしゃるのに、どうして地震兵器ということになってしまうのかなあと、そ

れが残念でした。

加賀さんもおっしゃってましたけれど、我々のこういう選評が書いている方に直接的に響いているとか、反応、反響といいますかそういうことになって、これはこちらのほうとして大変なしんどいという意味もあるんですけど、私も文芸評論家やっていてこんなに反応がビビッドに来るということはあまりないので、大変だけどやってる意味があるのかなあとと思います。でもあんまり変なことを言うともた反撃されるかなあとという若干の心配も持っています。

やはり短詩型の場合はここに掲載されていますので省略させていただいて、加賀さん池田さんがおっしゃったことに付け加えることはあまりないので、それでない部分だけをちょっとお話ししたいと思います。

一つは檜あすなろさんの作品なんですけれど、池田さんは「心の相談室」というのを紹介なさったわけなんですけれど、私は「死刑執行する側 される側」というこれをちょっと面白いなあとと思ったわけですね。これは死刑確定になった人がGPSですか、位置確認何とかをつけて外出することができるというんですね。で、死刑確定してからお母さんのところに行って新聞配達のアパートをやってお金をもらって被害者の所のお墓参りに行くという話で、あまりにもリアリティがあるのでそうか、日本の拘置所もすごくよくなってGPSさえつければ外出させてくれるんだ、と一度思ったんですけど、そんなことはないわけで、これはこの人の願望といいますか、希望といいますか、あるいはこうでなければいけないということのかなと読みながら思い返しました。さらにこの作品は途中で死刑を執行されてしまうんですね。そうすると視点が死刑を執行された側から、死刑を執行した側の刑務官の方に視点が移って行って、彼が悩むという話になります。丸山健二さんの「夏の流れ」とか死刑執行をする人の側の苦悩というのは今までの小説にも書かれていますけれど、死刑が決まった人が死刑を執行する人の気持ちというのを書いたというのは前代未聞ではないかというふうに思いますね。死刑台のボタンを押さなきゃいけないわけですから彼はエレベーターに乗ってもボタンを押せなくなってしまうという心の病を抱いてしまうというので、死刑の確定者がそういう形でまさに自分を客観視し、自分ではない他者の目によって死刑をされる人間ということについて書くというのは、これは面白いし興味深いものだと思います。

それから露雲宇留布さんという人が、前にも何回か書いているんですけど、「ジンライムの女性」ということで7編の短編小説をお書きになっています。これは男女の出会いを、バーで隣に座った男女が知り合うというような、状況の変化がありましたけれど、そういう意味ではしゃれた都会小説というようなことだと思いますね。風俗小説ということですけど、ただなんか足りない、うまいといいますか、ああしゃれた感じの短編だなあとと思いますけれども

物足りないというところがありまして、やはりこれはパターン通りの小説であるということです。ただこういう言い方は失礼かもしれませんが、獄中にいてよく、こんなジンライムということなど、男と女が出会ってなんてそんなことを考えられるもんだなあと思って、変なことで感心いたしました。

あと氷室蓮司さんの「硝子の破片は久遠の悲しみ」は池田さんがおっしゃったことに7、8割は共感なのですが、ただ一点だけ言いたいのは、こういう他者に非常に気を使っている主人公が犯罪に至るといふときかなり断絶があるわけですね。本当に池田さんがおっしゃるように愛人であったり妻であったり子どもであったり友だちであったりへの、気の遣い方が細やかで気を遣う人、その人がなぜぼんと飛び越えて行きずりの女性を車に引き込んで、そして殺してしまう、たぶん大金を持ってるわけではないですから、4、5人の男で分けたとしたら1万円にもならないようなそんな犯罪を飛び越えてしまったことを、やはりそのことをこの作者はなかなか書けない、書けなかったようで、これはもちろん被害者遺族の問題があってそこは自分では書けませんとあとがきで書いてるんですけど、これもちょっとこちら側から言わせていただければ、やはりそこを飛び越えて、今までそういう他者に気を遣っていた生き方をしていた人がなぜ急にぼんと飛び越えて殺人というところに入ったのか、その所をやっぱり当人が書いてもらわなければ。別に犯罪の一部始終を全部書けということではなくて、なぜそこまで、単にお金がないから、借金で迫られているからということだけで飛んでしまったその部分が私としてはまだ納得できない、作品としてはその部分がちょっと弱いかないと思いました。

5、女性死刑囚の持つ表現力

太田 ありがとうございます。前半の弁解の部分もなかなか面白い問題に繋がっていきそうだったと思うんですけど、なにぶん時間がないもので失礼しました。それでは駆けつけて下さった香山さんに続けてお願いします。

香山 私は昨年から選考委員に加わらせていただいて、昨年は私がですね、実は結果的には家で寝ていて選考委員会には来れなかったんです。私は体、すごい丈夫なんですけれど、何年間に1回は寝込むことがあります。去年の選考委員会の時、本当に体調が悪くて選考委員会には出ることが出来ず、今年から選考委員会に出ました。

もともとは、選考委員のここにいらっしゃる方もそうなんですけれど、安田さんのいろんなお仕事に共感をしたり尊敬をしたりして、それで声をかけていただいて喜んで加わったんです。私からすれば安田さん、本当に今の社会の中では逆風も多かったりするのに本当に孤軍奮闘というかすごいなあと思っているんですが、このあいだ選考委員会が終わって打ち上げにいったときに隣に座った安田さんからね、香山さんはあちこちで叩かれてますねえ、よく

めげずにそれで頑張ってますよね、すごいですねと言われ、安田さんに言われたくないな、安田さんにそう言われるということは私の知らないところでもバッシングされているということかとすごく不安になってしまった(笑)ということがありました。

それはさておき、今年から選考委員会に出させていただき、去年も声をかけていただいていたので、やはり率直に言って、あの作品をどういうふう to 評価したらいいのか、とても戸惑いを感じたのは正直なところです。あるいはそれをどうやって選考するか、批評したりするのかということも、私自身もあまり考えずに始めてしまったんだけど、いざやり始めると、非常に自分の中でなかなか距離とかそれをどうやって保てばいいのか悩んでしまいました。

ところが選考委員会で去年の選考の過程をお聞きしたり、今年の選考委員会に出たりして、今までのお話を聞いてみなさんも思ったかもしれませんが、本当に厳正に選考してるんですよ。時には作品に対する厳しい、もう少しこういうところが足りないとか、ここはだめだとか、そういったことも含めた厳しい評価なんかもなされることがある。私など最初は大変不自由な状況で、しかも心理的にも非常に圧迫を受けている中で作品を書くということだけで、例えば手離しですごいですねとか、すばらしいとか、それこそ今のはやりの言葉で「感動した」みたいな。けどそんなふうなものかなと最初思っちゃったんですね。あるいは逆に何を書いても、とはいえあなたは罪を犯したんでしょみたいな、逆に評価をなかなか与えられないとか、極端なことをいろいろ考えてしまったんです。しかしその場に来てみると、本当にある種のきちんとした文字表現であれば文芸作品として、絵画であれば絵画の作品として、きちんと、これ以上ないくらい厳正に評価されて、時には批判されているのを見て、こういうふう to ストレートに正面から作品に向きあって、作品として評価する、これは当たり前かもしれませんが、これは一人一人に対する尊厳を認めるということにもなるのだというふうなことをようやく気づき始めました。

作品に対するいろんな詳しい評価・分析などは十分されていますので、私は違う観点から本当にひとことふたこと付け加えたいんですが。私も、今日は坂上さんがいらっしやらないんですけど、日頃私が女性だということをあまり意識せずに、また社会の中で男性だから、女性だからというふう to 言われるようなことをなるべくそういうことのないように男も女も同じなんだというような観点からみんなが暮らせるようなというふうな意識で過ごしてるんですけど、もちろんそれでも女性が社会の中ではいろんな意味で生きづらい、生きにくい、自分の思ったように人生を歩んでいけないということに遭遇することも多いですよ。例えばそれ故にもしかしたら歩もうと思ってた人生と違う人生を歩まざるを得なくなって、今この死刑囚という立場になってしまっ

たような方もいるんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、またそういう方たちが拘置所などでどんなふう to、「女性」として過ごしているのかということ、とても気になりますね。ということでやはりどうしてもここばかりは女だからというふう to 普段は使わないことですが使わせてもらうと、やはり女性の方たちの作品というのはとても気になります。ペンネームで応募されているかたもいるので性別が分からないという方もいますけど、ペンネームじゃなく応募されている方、例えば石川恵子さん、短歌や俳句をたくさん寄せていますけれど、その方の作品の中にも、例えば「シャネルを着て闊歩した若き日奈落の果てはユニクロ支持派」というのがあります。これなどは一般的な女性の目線としても昔バブルの時代はシャネルとかブランドが大流行で、そういうものをみんなこぞって着ていた、けども今はユニクロとかシンプルで低価格の洋服が非常に支持されているという意味で一般の女性としても共感して、あ、そう思うような作品です。でもはっと気付くところに奈落の果てはと書いてあって、昔のバブルの時代から今のデフレ時代になったから単純にユニクロ支持派になったということだけじゃなくて、今そういうユニクロを選ぶしかない、低価格にものを選ぶしかない、「奈落の果て」という言葉が入ることによって、自分が共感してすませてはいけない、すませることが出来ない立場なんだということ、本当に一般の女性の視点と、でも今特殊な状況にいるというそれが両方、どの作品にも少しずつ入ってるような気がするんですね。そういう意味で私はとてもこの石川さんの一連の作品というのは、女性として共感できる、でも、共感できるんだけど、あるシーンからでも違う。今この方は特殊な状況に置かれているというような所を思わせられたり、考えさせられたりします。とても印象的な、でも全体的としては本当に「女性」らしい柔らかな表現とかも含まれていて、とても印象的でした。

北村真美さんも本名で応募されていて、女性の作品だと思います。この中では「ラジオ」という作品、^{はやりうた}「流行歌 口ずさんでは 笑みになる 恋歌つづり 夢媚薬なり」「耳で聴く 野球番組 楽しみで ルールも知らず 手を叩くだけ」。限られた社会、拘置所で一斉放送でラジオが流れるんですよ。ルールは分からないけど、それしか楽しみはない状況ではそこで野球を聴いて手を叩く。「女性」でも野球が好きな人はたくさんいますけれど、たぶんそのチョイスなどは男性目線で野球をかけとけばいいだろうということで、「女性」であれば別の番組も聴きたいかもしれないけど、なかなかそういう番組は聴けない。でも野球が流れていれば手を叩いて喜んでみる、楽しんでいる。これは実は官僚の村木厚子さんが釈放されたときに、あの方も同じことを言っていましたね。もう楽しみがない、何もすることがないんだけど、大阪にあの人いたのでね、やはり野球放送が流れていた。全部タイガース戦。あの人

もぜんぜん野球を知らない。ルールも知らない。それこそ同じ状況です。でも楽しまなきゃ損だ、せっかく流れてるんだから聴こうと思って聴いてみたら意外に面白い。だんだんと野球に興味を持ってきて、だんだん好きな選手も出てきたんだけど、まったく顔を知らない。面会が家族と許されるようになって、娘さんに、お母さん、何がほしいと言われて、プロ野球選手名鑑と言ったらしいです。娘はびっくりしたでしょうね。でもとにかく楽しめることはすごく自分の生活を支えてくれたんだなということを書いてました。

ある意味では「女性」の中にある、その場を本当にささやかなことで楽しんじゃおうという、そういう女性の生命力みたいなものも感じました。

あと林眞須美さんですね。まだ闘ってる、頑張るというファイトみたいなものがみなぎってるような作品もありました。絵画作品にもこの人は応募されていて、その中には家族のふれあいを描いたようなこの人の闘う源になっているのがやはり母であるとか、そういうことなんだなあと。「女性」の持つある種の力を林さんの作品にも感じました。

というように、私の場合は女性の作品ということに少し絞ってコメントをさせていただきました。

太田 ありがとうございます。文芸作品について一巡したのですが、時間がかなり切迫してきたので、私が考えていることはほぼ4人の方と重なっていると思うので、結果だけを発表しておきます。

優秀賞は池田さんが詳しく言われた氷室蓮司さん「硝子の破片は久遠の悲しみ」700数十枚の長篇です。それから俳句100句と短歌634首を寄せられた響野湾子さん。佳作が林眞須美さん。先ほどから言われている「春が来た まっちゃん殺され 泣き桜」の一句に関して佳作です。

努力賞、これも何人かの方の言及がありました。檜あすなろさん、「心の相談室」「死刑執行する側される側」「人は変わるか?」、この3編全体に関して努力賞です。奨励賞は音音さん。この方の短歌と俳句、例えば短歌の「遮蔽されわずか5ミリの帯空に 確率越えて金環蝕なう」このなうはツイッターのナウで、この現代感覚は何だろうと。「裁判へ出廷する度育った空木が今日開花」、「AKB 聞いているここは東拘B」、そういうちょっと言葉遣いの面白さにみんなやられました、この方に奨励賞ということになりました。

6、絵画作品をめぐる

太田 それでは北川フラムさんも見えだし、まず3月29日に処刑されてしまった松田さんの3つの作品、豊後二見浦、万年カレンダー、数字の場所を移したり月の数の所を移すと1年間使えるというカレンダーになっています。松田さんはこのところ毎年のように応募されてそれぞれさまざまな工夫があつて、そういう意味では楽しませてくれた方だったんですが、北川さん、この作品について何か。

北川 遅くなりました。今お二人が話しているのを

伺って、楽しむということに繋がって言いますといろいろかなり厳しい不可避な運命という中でどうできるかということを考えていく。そういう中で、どれだけ自分で考えていく中でいまの生を組み立てられるかということでもかなりいろんな人たちがいろんなことをしだした。それで今回に関して申し上げますと、百花繚乱といいますか、賞もやたらに多く出てますが、皆さんがとにかく頑張っただけ何かを描くとか、作るというので、スタイルを変えながらいろいろやってきた。松田さんに関しては種類もぜんぜん違う絵を書きながら透明感がすごい出てきて非常に面白い作品でした。これが全体に言えることです。工夫が相当出てきて、何もとられなくて自分が思うことを何をやってもいいんだということを狭い限られた範囲でやりだしたというのが一気に、爆発までいきませんが、いろんな人たちがやっている。あとで賞を決めたりいろいろ感想を言ったあとに何うと、作風もがらがら変えながら展開しているというのがありました。それと鯉の絵というのを見たのですが、昔の鯉に比べると透明感がぐっと出てきて、作品がこちらが見ていて気持ちいい伝わり方をしていると、そんなふうな形で絵を描くとか、ものを作るという側のなかで、かなり面白くなってきたので、みんないろんなことをやって下さい。

あと大きさに関してはつなぎ足しながら大きな画面に挑戦している人たちが増えてきて、これもよかったと思います。要注意で申し上げますと、画集が手許に来ると、これは全部紙の範囲でしか見られない。つまり全部この大きさで見ちゃうわけです。それは私たちの意識をかなり変えますから、もともとの作品はどんな大きさだったかをぜひ想像しながらやって下さい。そうしないとみな紙サイズの中でなにか意識が出来てしまう。こんな大きな写真を見たりするわけだし、それをもうちょっと考えてやってくれるともっと面白くなる。そういう作品もみんな工夫していろいろな効果が今までになく百花繚乱、嬉しいでしたね。

太田 どなたか特に触れたい作品ありますか。

藤井政安さんの「おせち」は。藤井さんは初めての応募作品だったと思いますが、かなりご高齢ですよ。

謝さんの大きな絵は。A4、25枚の組み合わせなんですね。25枚バラバラに届くので、それを業者に出して裏打ちしてもらっておりますが、何枚も張り合わせる作品が毎年応募されておりますが、25枚は今までの最高枚数じゃないでしょうか。



松田康敏「万年カレンダー」



北川 この方の場合は、今までの水墨の系統発生を個人の中で一気にやりだしたというところがあって非常に面白いですね。

つまり墨の色を作品の中で変えだしたというようなことをやりだして工夫がいろんな形で行われだしてきているというので、実際この間のいろいろなものを見ていくともっといろいろなことが分かってくるというふうに思いました。

太田 絵を初めて応募された方は、文芸作品でもでしたが、音音さんが2枚、北斎のパロディ画と「左眼の憩い」。北斎のあれは原発なのでしょうか。ちょっと面白いですね。



音音「優先危機」

文芸作品で話題の檜あすなろさん、この方も3枚応募されています。これは展示の時にどうやってかけようかとめめたのですが、この取り方は最終的にロビーにかかっているのと違いますね。いろんな見方ができるのかなあ。

がらっと変わったのでは高尾康司さん。今まで何点も、毎年8点から10点応募される方ですが、何枚かずいぶん変わった絵になりました。幾何学的な、こういう絵が出てきましたね。

もう時間がほとんどないですが、もし何かありましたら。

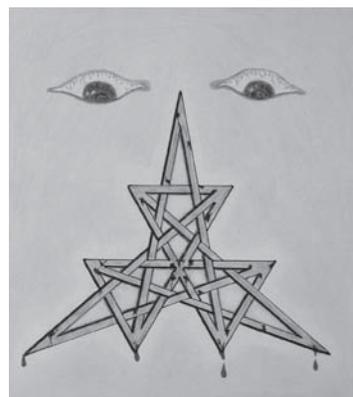
加賀 昔、5、6年前の絵の作品というのはちょっと分からないような、まだ筆のさえが見られないようなものが多かったんですけども、最近の作品は一つ一つ力作で夢中になって新しい境地を開いていくというようなある種の心の拍動というのを感じます。昔は謝さん、とてもよくて、しかし謝さんのものもどんどん変わっていきます。やはり自分の心の中を絵として表現するということが昔のようにと違って真剣になってきた感じが致します。

太田 論じたりないところもあるんですが、時間が来ました。これから新宿方面に向けてデモも予定されていますので残念ながらこれで終わります。来年以降もですね、死刑囚の人たちと社会との間のつながりが少しでも太くなるように、私たちなりに活動を続けたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

池田 すみません。絵の賞は？

太田 ごめんなさい。それだけ付け足しておきます。松田さんは本当は優秀賞だったんですが、3月29日処刑されているということと、お金を渡すべき方がおられないので、特別賞という形になりました。優

秀賞は、鯉の絵などの宮前一明さんです。佳作は藤井政安さん、奨励賞は風間博子さん、謝依佛さん、努力賞は北村孝紘さん、高尾康司さん、音音さん、檜あすなろさん。以上9人の方々に授賞ということになりました。



宮前一明「拘束と監視」

池田 時間がないのに申し訳ないのですが一言だけ。先ほどの松田さんが選考会では優秀賞と決まっていたのですが、運営会では賞金を渡すこともできない、というふうな現状なので特別賞にされたんですよね。それを伺ったのは、手紙でいただいたのは1週間前でした。ですから私はここで申し上げるよりしょうがないと思っておりましたが、私たちは松田さんが処刑されたから優秀賞を出したんじゃないんですよね。全体の作品の中でもっとも優れていたから優秀賞を差し上げるというふうにしたのではないのでしょうか。ですからお金を届けられないというのは別の問題で、それを特別賞にするということに関しては私は疑問があるということだけを申し上げます。

太田 それは今後運営会と選考会で討議するというに致します。それではこれで終わります。ありがとうございました。

2012 年度死刑囚表現展受賞作品一覧

◎文芸作品

- 優秀賞 氷室蓮司さん「硝子の破片は久遠の悲しみ」
響野湧子さん「俳句100句、短歌634首」
佳作 林眞須美さん 俳句「春が来た まっちゃん殺され泣き桜」
奨励賞 音音さん「短歌8首、俳句(川柳)10句」
努力賞 檜あすなろさん「心の相談室」「死刑執行する側される側」「人は変えられるか？」

◎絵画作品

- 特別賞 松田康敏さん「海幸山幸」「萬年カレンダー」「豊後二見ヶ浦」
→松田さんは、2012年3月29日、処刑されました。作品はその直前に事務局に届きました。
この悔しさと怒りを私たちの記憶に留める意味を込めて「特別賞」と名づけてあります。
- 優秀賞 宮前一明さん「境界視点」「邑の址」「凍鶴の朝」「もう他人事じゃない！」「拘束と監視」
佳作 藤井政安さん「おせち」
奨励賞 風間博子さん「明来閣去—雪冤の朝」「天壤無窮—仰ぎて天に愧じず」
奨励賞 謝依佛さんの全作品(3点)
努力賞 北村孝紘さん「龍之図」「粹」「志」「自画生首図」「雷神と龍」「夏の粹」
努力賞 高尾康司さん「無題」他10作品
努力賞 音音さん「左眼の憩い(500年の記憶)」「優先危機」(北斎のパロディ)
努力賞 檜あすなろさん「暗闇」「昇竜」「無題」

死刑廃止全国合宿 札幌キャンプ

死刑廃止全国交流合宿・札幌に参加して

フォーラム 90 全国合宿担当 友野重雄

9月14～16日、札幌で開かれた死刑廃止全国交流合宿に参加しました。

この合宿は年に一度、死刑廃止を願う全国の個人・団体が集い、情報交換や交流を行う行事です。この数年は、福岡・埼玉・京都・仙台・東京・大阪と開催され、今回札幌の地で開催できたことは、死刑廃止を願う地元の方々の大きな熱意に他なりません。とりわけ、死刑執行を行う処刑場を有する拘置所がある地での開催は重要なことだと思います。つまり、130名を超える死刑確定者の処刑を回避するには、それぞれの確定者といかに交流するかが大きな鍵を握っている、と言っても過言ではありません。もちろん、第一義的には再審を含めての弁護人との関係ですが、それを可能にするためにも、支援者の存在が欠かせないのです。親族が確定者を支えているという稀な例もありますが、親族・友人から見放されている確定者も多く、支援者のいない確定者から執行されていくという現実があり、さらに、孤立した被告人が裁判を取り下げてしまったり、再審請求・恩赦出願を怠っていたりすれば、そういう人から執行されてしまうのです。

全国各地を持ち回りで死刑廃止合宿を開催することは、死刑廃止を願う人々が拘置所に行って死刑囚と面会し交流しながら「この人を殺さない・殺させない」思いを行動にするきっかけになるものだと思います。

合宿前日の14日夕方には、プレ集会と称して「死



刑弁護人」の札幌での先行上映がありました。場所はJR札幌駅前エルプラザ内の男女共同参画センター大ホール。上映後は、安田さんを交えて友人達とのトークがありました。そのなかで、オウム真理教裁判のことやフォーラム90の立ち上げの話、日常の死刑廃止運動のことが語られました。そのトークに途中から参加した札幌在住の高崎良一弁護士は「……細かい事実を積み上げ真実を追究する安田さん流の刑事弁護は、最終的には加害者の更生にもつながっていくのです」と同業者の視点で語っておられたのが印象的でした。

翌15日は、場所を札幌市内の真宗大谷派札幌別院（東本願寺）に移して、全国合宿が行われました。この日は、冒頭に安田弁護士による「日本と世界の死刑の状況」が話され、その後「被害者感情と社会」「再審と個別救援」「死刑制度を知ろう」の3分科会に分かれて議論されました（分科会の設定はそのときの状況が反映されます。今回は比較的無難な「被害者感情と社会」でしたが、数年前の「終身刑導入は是か非か？」では、陰悪なムードが漂うくらいの激論が展開され、荷が重すぎて座長も決まらないくらいの重いテーマだったこともありました）。

16日は全体会が行われました。前夜の分科会報告、全国各地の死刑廃止運動団体の年間報告や、個別救援・再審の報告、遠路から参加している個人の発言など。そして、「再審準備中の執行が相次いでいる現実を変えるためにも、『再審連絡会』のような情報交換が可能な場が作れないか」という参加者の声が全体会で了承されました（ちなみに去年の大阪の合宿では、年末の死刑執行をなくし執行ゼロの年を作るべく全国一斉ビラまきや全国

一斉新聞投書などが企画されました)。最後に、次回開催地の討議になりました。刑場のある拘置所でまだ合宿を開催していない広島か名古屋のいずれか、ということになりました。

3日間にわたる全国合宿が終了しました。「打ち上げ」は札幌のスタッフたちに企画していただき、サッポロビール園にバスで向かいました。実は、14・15日両日の30度越えは9月の観測史上はじめてのことらしく「残暑を逃れて北国へやってきたのに、東京と変わらない暑さはどういうことだ」といった不運を嘆く声もありましたが、ここへ来てやっと北海道の9月らしいさわやかな涼風がビール園の木々を揺らしていました。広大な園の中には「開拓時代」を感じさせる風景が広がり、それを眺めながら飲むビールのうまさは格別でした。料金は少々高いもののジギスカンも絶品でFさんなどは「今食べているこの肉は本来の肉なのだろう。肉の味がする。私が食べているガストのステーキ(480円)は肉の味がほとんどしないのだ」などと感動していました(番外編では、14日から大通公園で行われている「さっぽろオータムフェスト2012」も楽しいイベントでした)。

札幌の人たちが「暑い歓迎をします」といってくれたように、猛暑の札幌で年に一度の交流が出来たことに感謝を致します。そして札幌で知り合った人々と一緒に、死刑廃止に向けた色々な活動や情報交換をしていけることを実感できた3日間でした。

一参加者から

合宿初日の安田さん講演のあとの分科会では、第2分科会「被害者感情と社会」に参加しました。

近年の交流合宿の分科会で、このテーマが取り上げられたのは、自分の知る限り初めてではないかと思えます。主催者側の問題意識を強く感じました。冒頭で進行役の僧侶の方が率直に述べられたように、もともと非常に語りにくい問題です。その語りにくさは一体何に由来するのか、開かれた議論のためには何が必要なのか、そんなことを漠然と考えながら、参加者の発言に耳を傾けました。初めに挙手された方の発言は、ある意味でこの問題の本質を指摘する問題提起だったように思えます。

『被害者』と漠然と言われているが、『被害者』と『被害者遺族』はしっかり区別して言葉を使う必要がある。特に、殺人事件の場合は被害者が(この世に)いないのだから。」

しばしば、被害者感情＝「被害者その人の思い」に託されて語られることの多い死刑存置の論。しかし、被害者の遺族の方が声を詰まらせて語るにせよ、全く無関係の第三者が声高に訴えるにせよ、そ



真宗大谷派札幌別院での全体会

れは被害者その人の声ではない。よく考えればどこか奇妙な話法が、そうと気づかれないまま流通していく。そこには大きなすり替えがあるのではないか。もちろん、被害者の遺族が悪いのではない。むしろ、遺族自身も、被害者その人の身代わりを演じ、そのように演じ続けることを強いられているのではないか。また、政策遂行の推進力としてこれを巧みに利用する国家の姿も見え隠れしているのではないか――。

そのあと続けて議論になった論点の多くは、冒頭の問題提起にすべて集約されているようにも感じました。改めて考えてみると、死刑の問題では、被害者だけでなく加害者その人の今の姿もあまりに見えづらいものです。とりわけ、裁判で加害者たることが確定し、更生可能性なき者として死刑囚とされてしまったからは、外界から完全に隔絶され、その実像に直接・間接に触れる機会はほぼなくなってしまいます。ここにもまた、当事者の不在という問題があるように思えます。

死刑について議論される際、いつもその両極に対置される「純粋な被害者」と「モンスター」。これらが作り出されていくからくりの一端が、少し見えてきたような気がしました。わたし自身もまた、本当の意味で被害者と加害者に出会えていない、本当の「死刑」の問題にもまだ向き合えていないのではないか、そんな思いを強くした分科会でした。

個人的には、合宿全体を通して、真宗大谷派の個性的で魅力的な僧侶の方々から、会場内外でいろいろなお話を聞かせていただいたことが印象的でした。被害者も加害者も、一つ所に閉じ込められているような息苦しさを切り開いていくことが、宗教者に期待されているのだと思います。

最後に、会場で『死刑囚90人 とどきますか、獄中からの声』を買って、帰途につきました。(A)

死刑映画週間 第2弾

今年2月『「死刑の映画」は「命の映画」だ』と題して、ユーロスペースで10本の死刑映画を上映し、連日トークショーも行いました。参加者は計1337人、大好評のうちにおわりました。この企画から死刑について考えはじめた方も少なくありません。

私たちは来年2月、再び、新たに選んだ死刑映画の上映を企画しています。ぜひこの企画にご参加ください。

日程 2013年2月2日(土)～8日(金)

場所 ユーロスペース

東京都渋谷区円山町1-5 KINOHAUS 3F

上映予定作品

『少年死刑囚』1955年 吉村廉監督

中山義秀原作の「少年死刑囚」の映画化。東京での上映は58年ぶり。

『真昼の暗黒』1956年 今井正監督

「まだ最高裁がある!」というあまりにも有名なせりふで終わる八海事件を描いた作品。

『ハーモニー 心をつなぐ歌』2010年 韓国

カン・テギユ監督 キム・ユンジン主演

『再生の朝にある裁判官の選択』2009年 中国

リウ・ジエ監督 車2台の盗難事件で死刑判決が。

『略称連続射殺魔』1969年 足立正生監督

永山則夫さんの足跡を辿った風景映画。

『死刑台のエレベーター』1958年 ルイ・マル監督

『ヘブンズ・ストーリー』2010年 瀬々敬久監督

などの作品を検討中です。この他、数本を交渉中です。ご期待ください。

インフォメーション

映画「ライファーズ終身刑を超えて」上映 & 坂上香監督講演会

12月8日(土) 13時半～17時

京都弁護士会館地下ホール

申し込み不要/参加費無料

主催: 京都弁護士会

アムネ스티・インターナショナル日本 袴田ひで子さん全国スピーキング・ツアー

12月8日(土) 14時～16時30分

神奈川婦人会館第2会議室

講演・袴田ひで子、福田勇人(袴田巖さんの再審を求める会共同代表)

参加費・700円

問合せ・0463-72-0154

12月9日(日) 14時～16時30分

日本大学法学部3号館4階350講堂

講演・袴田ひで子、加藤英典(袴田事件弁護団)

死刑を止めた国・韓国

12月8日(土) 17時45分～文京区民センター

詳細は1面参照

死刑を止めた国・韓国(仮題)

12月10日(月) 18時半～20時 京都弁護士会館3F

講師: 朴秉植さん

申し込み不要/参加費無料

主催: 京都弁護士会

滝実事務所への申し入れ

12月15日(土) 13時半

近鉄「大津郡」駅集合

終了後、16時～奈良駅前でのビラまきに合流

「死刑弁護人」上映日程

東京 ポレポレ東中野 (03-3371-0088)

11月24日(土)～30日(金) 連日 16:30～(予定)

佐賀 シアターシエマ (0952-27-5116)

11月24日(土)～

岡山 シネマクレール丸の内 (086-231-0019)

12月1日(土)～7日(金)

帯広 CINE とかち

12月2日(日)、4日(火)のみ

★『死刑弁護人』自主上映会を主催していただける方を募集しております。

詳しくは映画配給会社・東風 03-5919-1542 までお問い合わせください。

【編集後記】

ころころ法務大臣が代わり、再び最悪の人間に戻ってしまった。法務省の意向でなんでもやる、無思想・無節操な政治屋だ。話して通じる相手ではない。

『白檀の刑』という凄まじい死刑小説を書いた莫言が今年のノーベル文学賞を取った。執行シーンの残酷さは『電気椅子』(パシフィカ、絶版)に匹敵する、いやそれの何百倍もの凄まじさだが、死刑の本質を突いた作品だ。死に至るまで何日も肉体を少しずつ削いで苦痛を与えていき、極限まで生を長らえさせる処刑だ。もし滝法相に文学作品を読むだけの感性があるならこの作品を読み、死刑を執行するとはこういうことなのだ実感すればいい。しかし昔の中国とは違ってこんな

残酷な処刑方法は取っていないと嘯くことだろう。でも人間性を剥奪し、精神を傷つけ、約束された死へ追いやっていくこの国の死刑は白檀の刑に劣らぬ残酷さを抱えていると言えるだろう。

死刑廃止フォーラム in 大阪が12月15日、法相の地元、大和郡山の事務所への抗議行動を行う。関西方面のかたはぜひ参加をお願いしたい。

東京では1面下に告示したように朴秉植さん、高貞元さんをお招きして集会を持つ。『死刑を止めた国・韓国』(インパクト出版会、定価1400円+税)刊行を記念した集会である。死刑をめぐる韓国での経験から学ぶべき多くのことがある。そのための出版であり、集会だ。ぜひ参加してほしい。(F)